



厚生労働省 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 <small>平成28年4月1日より開始予定(見直し)</small> <small>※平成28年度方針(平成27年度閣議決定)に記載があるものは当該数値を&lt;平成28&gt;として表記</small> <small>※平成29年度方針(平成28年度閣議決定)に記載があるものは当該数値を&lt;平成29&gt;として表記</small> <small>※平成30年度方針(平成29年度閣議決定)に記載があるものは当該数値を&lt;平成30&gt;として表記</small>	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補正資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>		<p>支給認定証の在り方については、保育必要量(保育標準時間・保育給付時間)の区分の在り方と併せて、地方分権改革推進型に共同で実施調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を再検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (23)子ども子育て支援法(平成24年第65号法律) (1)子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合は支給認定証を交付することと可能とする。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)</p>	<p>省令 平成28年3月31日交付 4月1日施行</p>	<p>【省令】 保育・幼児教育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成28年内閣府令第16号)を3月31日に公布、4月1日から施行。</p>		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29年方針(平成12月23日閣議決定)に記載があるものは当該内容で平成29として併記 ※平成30年方針(平成12月23日閣議決定)に記載があるものは当該内容で平成30として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				ご指摘の「公私連携促進連携型居宅サービス」は、民間法人に施設運営してもらうためのインセンティブを付しつつ、指定により市町村がその運営に一定の責任を担うための仕組みである。多くまで行くと「私」の運営として、民間法人へ地方公共団体が一定の関与及び補助を行うことを目的としているものであることから、地方公共団体が設置するものである地方独立行政法人を対象とすることは、その目的・主旨からみて不適当である。					
				管内の民間法人が希少であれば管外の法人を招致したり、協力を得て新規に設置したりすることも可能であり、また、民間法人であっても公私連携協定の締結等により、自治体が安定的・継続的に運営できる体制を整備していることから、ご指摘の事項により地方独立行政法人が施設運営指定とともにも設置する必要性は認められない。					
		【全国知事会】指定都市以外の市町村については、市町村の形態等を踏まえ、事務処理特別によって特設することとし、全国的に特設の実績が上がった段階で法律上の派遣員員と市町村の役割分担を見直すこととする。 【全国市長会】中核市への移譲については、手分け方式も含めた検討を求める。		引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。					
		【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 【全国町村会】提案団体の支障事例が解消されるよう、適切な対応を求める。 (第1次回答において、当該通知の見直しを検討する点があるが、見直しにあたっては自治体の意見を踏まえた内容とする点にも、関係団体への周知を求める。)	○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号)第7条第3項の解釈通知について必要な見直しを行い、平成28年度中に改正・周知することとなるが、提案団体では新たな高齢者施設の新設を予定しており、本提案が実現すれば、設計の一般変更も考えているため、できる限り早い段階での見直しが行われることから、平成28年度の閣議決定に間に合うよう、見直しの具体的な内容をしたい。また、当該解釈通知の見直しにあたっては、趣旨的な内容ではなく、趣旨的かつ分かりやすい内容になるようしたい。 ○指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、例えば、第7条には「従ふべき基準」と「参照すべき基準」が規定しており、その区別が付きにくいため、その区分が明確になるよう改正するか、又は当該区分が明確になるように解釈通知の書き方を改めるべきではない。	ご指摘の通知については、本提案の閣議決定前までに改正することを目指して対応したい。なお、従ふべき基準及び参照すべき基準については指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(第1条)において明確に規定されているところであり、特設の対応は不要と考えられている。	【厚生労働省】(18)介護保険法(第9条123) (18)介護保険法(第9条123) (18)指定小規模多機能型居宅介護の整備及び普及については、事業所が小規模であり当該申請及び審査としての機能を十分に発揮し得る適切な立地を有している等利用に対する指定の確保多機能型居宅介護の確保に支障がない場合は、介護予防・日常生活支援総合事業の文書サービスと共用することを併行しないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年厚生労働省老健局計画課、健康課、老人保健課)を改正し、地方公共団体に平成28年中に通知する。	通知 平成28年12月28日 自発出	指定地域密着型サービス及び指定小規模多機能型介護予防サービスに関する基準についての一部改正について(平成28年12月28日付付老健発1224第1号)		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	趣意送付等	制度の所管・担当事務	団体名	その他(特記事項)	<追加員団連業団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	補足資料			
29	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	「特別介護老人ホーム」と「障害者向けグループホーム」の併設による介護サービスの充実を図る。併設による介護サービスの充実を図る。併設による介護サービスの充実を図る。	区では「特別介護老人ホーム」(障害者向けグループホーム)と「障害者向けグループホーム」(障害者向けグループホーム)の併設による介護サービスの充実を図る。併設による介護サービスの充実を図る。併設による介護サービスの充実を図る。	区では潜在的・将来的ニーズも含め、障害者向けグループホームへの入居を促進する。区では潜在的・将来的ニーズも含め、障害者向けグループホームへの入居を促進する。区では潜在的・将来的ニーズも含め、障害者向けグループホームへの入居を促進する。	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害者に対する差別の解消を図る。障害者に対する差別の解消を図る。障害者に対する差別の解消を図る。	厚生労働省	特別区議会		茨城県、群馬県、千葉県、東京都、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	本県市でグループホーム(複居型)を不足しており、社会資源を有効に活用していく必要があるという観点から、提案に賛同している。○趣意送付により、サービス事業者や障害者の選択の幅が広がる。○併設による介護サービスの充実を図る。併設による介護サービスの充実を図る。併設による介護サービスの充実を図る。	各府県からの第1次回答	見解	補足の趣意として指摘されている「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者差別解消法)に基づき、障害者に対する差別の解消を図る。障害者に対する差別の解消を図る。障害者に対する差別の解消を図る。
31	B	地方に対する規制緩和	その他	個人番号を利用した情報連携の取組	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づき、個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。	マイナンバーによる情報連携については、前の医療費助成システム等との互換性を確保し、区民の負担を軽減する。マイナンバーによる情報連携については、前の医療費助成システム等との互換性を確保し、区民の負担を軽減する。マイナンバーによる情報連携については、前の医療費助成システム等との互換性を確保し、区民の負担を軽減する。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づき、個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。	内閣府、総務省、厚生労働省	東京都		山形県、宮城県、秋田県、岩手県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	本県でも同様の支援事例が生じており、申請者に対し住所情報と同一保護レベルで取り扱っている障害者を確保するための住民基本台帳(マイナンバー)の活用が求められる。○趣意送付により、個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。	各府県からの第1次回答	見解	各府県からの第1次回答とあり、住民基本台帳ネットワークシステムにより住所情報と同一保護レベルで取り扱っている障害者を確保するための住民基本台帳(マイナンバー)の活用が求められる。○趣意送付により、個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。個人番号を利用した情報連携の取組を行う。
34	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	地域生活支援事業補助金の取組	地域生活支援事業補助金の取組	地域生活支援事業補助金の取組	地域生活支援事業補助金の取組	厚生労働省	千葉県		北海道、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長門県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	○地域生活支援事業は、障害者に対する日常生活又は社会生活を支援することができる。○地域生活支援事業は、障害者に対する日常生活又は社会生活を支援することができる。○地域生活支援事業は、障害者に対する日常生活又は社会生活を支援することができる。	各府県からの第1次回答	見解	○地域生活支援事業補助金は、障害者に対する日常生活又は社会生活を支援するための。○地域生活支援事業補助金は、障害者に対する日常生活又は社会生活を支援するための。○地域生活支援事業補助金は、障害者に対する日常生活又は社会生活を支援するための。





各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣意内容 ※平成29対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 中立性・公平性・客観性の確保に留意が必要。		○一般相談支援事業者及び特定相談支援事業者は、その指定基準において、「当該利用者の立場に立つて事業を実施すること」とされており、計画相談支援事業者については適切な実施主体であると等しいが、支給決定の経緯資料と認定支援区分の認定事業者の実施主体とは、自治体相談支援事業者の委託先として、その事業運営の公平性及び客観性を担保する必要があり、この事業の実現は困難である。 ○一方で、ご提案いただいた自治体の背景事情を踏まえたところ、市域が南北に長い、飛び地がある等の地理的要因を踏まえ、委託できる事業者はできるだけ中委託する方針としており、障害支援区分の認定事業者についても市町村相談支援事業の実施を助けた相談支援事業所に認定事業者候補の9割(平成27年度実績)を委託していた。 ○障害支援区分認定事業者については専門性に加え、中立性・公平性・客観性の確保が重要であることから、市町村による実施を原則としており、全国の認定事業者の実施状況を見ながら、委託事業者の割合は全体の3割程度にとどめている。(平成27年度実績)また、障害支援区分の認定事業者に係る結果については、地方交付税に於ける削減がなされていることに加え、職員職員や非常勤職員を任用し、飛び地や遠隔地に設置されている各行政庁舎に認定事業者に対応可能な人員も配置する等、市の議事実施による困難について、ご配慮をいただきたい。 また、 -対象者の居住地が遠隔地の場合、他の市町村に委託する -都道府県が指定する市町村を委託先に委任する といった対応も可能であるので、都道府県や広域市町村にも相談いただき、これらの対応をご検討いただきたい。					
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。		一部の自治体においては、独自のガイドライン等を設け、地域の実情に応じて適切な運用がなされているところがある。連絡すべき状況等の具体的な事例は、個々の状況により様々なケースが考えられることから、国として、別途、画一的な具体的な基準を示すことは、その運用を複雑化させてしまう恐れがあり、必要はないと考えている。					





各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 記載内容 ※平成29対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【宇和島市】 介護労働市場の負の連鎖を断ち切るためには、様々な部分の緩和が必要ではないかと考えており、形式的なおもてなし期間を確保するための選定ないしう考えには疑問がある。 また、海外に人材を求める現状で、この課題には段階的に取り組む必要がある。 なお、国においては労働環境の改善改善を根本的に改善する仕組みを創設して欲しい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>		<p>○第1次回答の通り、本事業の迅速化の要件となる業務従事期間を5年から3年に短縮することは、介護現場での業務を継続するインセンティブを低下させ、早期の離職や他産業への人材流出等を招く懸念があることから、資力の高い人材の確保とともに、その定着を図るという本事業の目的に資しないことから適当でないと考える。 ○ご指摘の通り、3年の壁を越えれば現場への定着傾向が懸念されることも踏まえ、3年で迅速化無しとするのではなく、少なくとも5年連続を一定期間の業務従事者として認めることが定着促進の観点から必要であり、迅速化を免除するための期間を5年とするということについては、介護職員の平均勤続年数が約5年であることから妥当性があると考える。 ○職員の立場からは迅速化要件の緩和を望むのは当然のことと思われるが、上記のとおり業務従事期間の短縮は政策目的達成の観点から困難であるため、貴重提示のアンケート結果において詳細が抽出できず十分な検討が困難である。事業や実施の方法を工夫すること等により、本事業のより多くの方にご利用いただけるよう取り組んでいきたい。</p>					
<p>【松本市】 「旅行では、認定こども園の施設整備に係る補助としては、保育所等緊急整備交付金(厚生労働省所管)、認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)の他、安心こども基金による補助もあるが、申請書類の簡素化にあたっては、安心こども基金による補助も含めて、申請書類の簡素化及び統一化を図っていただきたい。 ・上記の各補助制度においては、補助制度ごとに取扱い基準のバラつき(一方の補助においては対象職員として認められる経費が他方の補助では対象経費として認められない等)が異なるため、これについて統一した取扱いをしていただきたい。 ・申請期間の短縮については、実施要綱及び交付要綱の発出時期による部分が大いため、平成29年度分については、早期に示していただきたい。 ・支援事例に記載があるとおり、各補助制度における内申時期について、遅れ及びバラつきがあるため、認定基準のスケジュールにも支援が生じていることから、内申時期を同一時期とするよう、関係各庁間で調整を図っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>ご指摘を踏まえ、あらかじめ申請スケジュール等を事前に示し、地方公共団体、事業者が共通して対応できる申請ができるようにするとともに、申請書類の簡素化等、事務負担の軽減が図られるよう努めてまいります。</p>	<p>【厚生労働省】 (6)児童福祉法(第22条(64)及び認定こども園施設整備交付金(認定基準等認定こども園)の取扱いに係る交付金)については、以下のとおりとする。 ・文部科学省及び厚生労働省への交付申請を不要とするよう、優先的に安心こども基金により対応できず、余裕が認められる場合は、認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の取扱いを統一化する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) 【児童福祉法(平成28年1月13日付付文) 文部科学省事務連絡、平成28年4月18日付付文 文部科学省初等中等教育局通知、平成28年1月7日付付文 厚生労働省事務連絡、平成28年4月18日付付文 厚生労働省初等中等教育局通知、児童福祉法(通知)】 ・認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金の申請等の年間スケジュール、申請書類の簡素化等について、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)</p>	<p>事務連絡及び任意書類の送付 事務連絡:平成29年2月9日 任意書類:平成29年3月9日</p>	<p>平成29年度の申請スケジュールを平成29年2月1日に自治体へ通知した。(平成29年2月9日付事務連絡) 交付金の取扱いにおける任意書類の必要等について、様式例を提示し事務の簡素化を図った。</p>		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同調査団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 記載内容 ※平成29年方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「平成29」として併記 ※平成29年方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「平成29」として併記	対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況
<p>【いわき市】</p> <p>厚生労働省からの回答において、「国から被保険者に対して、被保険者の利便性の向上のための取組が積極的に実施されるよう依頼しており、一部の保険者では、高額療養費の支給予定額が各府県からの印字された高額療養費支給申請書を対象となる被保険者に送付し、世帯主が、世帯主の氏名、申請年月日、口座番号などを記入して送達すれば手続きが完了する。被保険者にとって簡便な手法がとられていることである」とあるが、自治体においては、対象となる被保険者に係る高額療養費支給申請書を作成する事務や郵送料等のコストなどの負担が生じていること、また、被保険者においても、毎旦、申請書に口座番号等を記入し送達するという手間がかかっていることから、厚生労働省におかれては、当該事務が、簡便な手法ではないことを理解し、自治体及び被保険者の負担軽減のための方策を講じられたら、</p> <p>また、連絡給付が多く発生するという課題に対しては、連絡給付が発生した後の保険者間調整について被保険者の同意を不要とするなど、事務手続きの簡素化を図る制度を、併せて講じられたら、</p> <p>【熊谷市】</p> <p>今回の提案の趣旨は、申請手続きの簡素化であり、支給決定において資格の確認を省略するという点ではないと理解している。よって、連絡給付に係る返還請求等の事務が増加するという点には当たらないものと考ええる。</p> <p>【厚木市】</p> <p>国民健康保険は他の医療保険に比べ被保険者が行う手続きに複雑なところがある。高齢高齢者該当の被保険者で高額療養費の対象者は健康ではない割合が高いために毎月申請させることは結果的に病状を悪化させ、ひいては高齢者の医療費の増加の要因の一環を担っているように思われる。</p> <p>被保険者にとって利用しやすい制度となるようぜひとも手続きの簡素化に向けて検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>被保険者の負担軽減、事務の効率化等の観点から、十分な検討を求める。</p>	<p>○本提案については、どのような方法が可能か検討していきたいとのことであるが、75歳以上の後期高齢者とは70歳から74歳までの前期高齢者とは医療機関の受診状況にそれほどの相違はなく、70歳から74歳までの前期高齢者にとって高額療養費を毎月申請することは大きな負担となっていることから、その負担を軽減するため、高額療養費の負担軽減が可能となる方向で、地方公共団体と単独に協議を進め、平成28年の開始決定に際し、協議を出していただきたい。また、経路に向けた検討がスケジュールを押し進めていただきたい。</p> <p>○「保険者判断」により、徴収書の系付を省略して良いこととしている」とのことであるが、そのように理解していない「医療保険者(地方公共団体等)も存在することから、その旨を平成28年中に医療保険者(地方公共団体等)」に対して通知していただきたい。</p>	<p>○現在、市町村間の経過措置に向けて、自治体と緊密に協議しており、高額療養費の支給申請手続きの簡素化についてもその旨よりに進め、協議していきたい。また、その結果を踏まえ、平成28年中に実施の方向性を示したい。</p> <p>○徴収書の取扱いについては、見直しの方向性と併せ、一部負担金の支払い状況の確認等といった保険給付の適正な執行を担保するための必要な事務とともに、平成28年中に医療保険者に対して連絡書を行い進めたい。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(1)国民健康保険法(第33条1項) 施行期(特別区を含む)。以下この事項において同じ。1)が行方国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続きを簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。</p> <p>また、高額療養費の支給申請の期、原則として国民健康保険の保険者の判断により、徴収書(一部負担金等の支払額の記載書類)の系付を省略できることについて、改めて国民健康保険の保険者に平成28年中に通知する。</p>	<p>1【高齢療養費の支給申請手続きの簡素化】</p> <p>2【徴収書の取扱い】</p> <p>→通知</p>	<p>1)平成29年3月に措置済み。</p> <p>2)平成28年12月に措置済み。</p>	<p>1)平成28年12月20日付けの部長通知(※1)で、省令改正(※2)を先行し、平成29年3月31日付けで省令改正(※3)を行い、その旨を同日付けの局長通知(※3)で通知。</p> <p>2)上記局長通知で国民健康保険の保険者の判断により、徴収書の系付を省略できることについて改めて通知。</p> <p>(※1)「市町村が行方国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の簡素化について」(平成28年12月20日付け閣議1号)</p> <p>(※2)「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第52号)」</p> <p>(※3)「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成28年3月31日付け発表031第6号)</p>	



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同調査団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣意内容 ※平成28年12月20日閣議決定に記載があるものは当該資料を「平成28」として併記 ※平成29年12月20日閣議決定に記載があるものは当該資料を「平成29」として併記	対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況
<p>【いわき市】</p> <p>厚生労働省からの回答において、「国から保険者に対して、被保険者の利便性の向上のための取組が積極的に実施されるよう依頼しており、一部の保険者では、高額療養費の支給予定額があらかじめ印字された高額療養費支給申請書を対象となる被保険者に送付し、世帯主が、世帯主の氏名、申請年月日、口座番号などを記入して送達すれば手続きが完了する、被保険者にとって簡便な手法がとられていることである」とあるが、自治体においては、対象となる被保険者に係る高額療養費支給申請書を作成する事務や郵送料等のコストなどの負担が生じていること、また、被保険者においても、毎旦、申請書に口座番号等を記入し送達するという手間がかかっていることから、厚生労働省におかれましては、当該事務が、簡便な手法ではないことを理解し、自治体及び被保険者の負担軽減のための方策を講じられたら、</p> <p>また、連絡給付が多く発生するという課題に対しては、連絡給付が発生した後の保険者間調整について被保険者の同意を不要とするなど、事務手続きの簡素化を図る制度を、併せて講じられたら、</p> <p>【熊谷市】</p> <p>今回の提案の趣旨は、申請手続きの簡素化であり、支給決定において資格の確認を省略するということではないと理解している。よって、連絡給付に係る返還請求等の事務が増加するということには当たらないものと考ええる。</p> <p>【厚木市】</p> <p>国民健康保険は他の医療保険に比べ被保険者が行う手続きに複雑なところがある。若年高年齢該当の被保険者で高額療養費の対象者は健康ではない割合が高いために毎月申請させることは結果的に負担を悪化させ、ひいては高年齢の高療費の増加の要因の一環を担っているように思われる。</p> <p>被保険者にとって利用しやすい制度となるようぜひとも手続きの簡素化に向けて検討をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>被保険者の負担軽減、事務の効率化等の観点から、十分な検討を求める。</p>	<p>○本提案については、どのような方法が可能か検討していきたいとのことであるが、75歳以上の後期高齢者で70歳から74歳までの前期高齢者としては医療機関の受診状況にそれほどの相違はなく、70歳から74歳までの前期高齢者にとって高額療養費を毎月申請することは大きな負担となっていることから、その負担を軽減するため、高額療養費の負担軽減が可能となる方向で、地方公共団体と単急に協議を進め、平成28年の閣議決定に際し合うよう、協議を出していきたい。また、経路に向けた検討がスケジュールを押し進めていきたい。</p> <p>○「保険者判断」により、領収書の添付を省略して良いこととしている」とのことであるが、そのように理解していない「医療保険者(地方公共団体等)も存在することから、その旨を平成28年中に医療保険者(地方公共団体等)」に対して通知していただきたい。</p>	<p>○現在、市町村関係の経過措置に向けて、自治体と緊密に協議しており、高額療養費の支給申請手続きの簡素化についてもその旨に沿って、協議していきたい。また、その結果を踏まえ、平成28年中に実施の方向性を示したい。</p> <p>○領収書の取扱いについては、見直しの方向性と併せ、一部負担金の支払い状況の確認等といった保険給付の適正な執行を担保するための必要な事務とともに、平成28年中に医療保険者に対して通知する旨をまいにち考えている。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>(1)国民健康保険法(第33条1項) 施行期(特別区を省く)。以下この事項において同じ。1)が行方国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請については、高齢者の負担を軽減する観点から、市町村の判断により手続きを簡素化することを可能とし、平成28年度中に省令改正等の必要な措置を講ずる。</p> <p>2)「領収書の取扱い」 通知</p> <p>3)「高額療養費の支給申請の簡、原則として国民健康保険の被保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証書等)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の被保険者に平成28年中に通知する。</p>	<p>1【高額療養費の支給申請手続きの簡素化】 1)平成28年3月に措置済み。 2)平成28年12月に措置済み。 3)「省令改正等」に措置済み。</p> <p>2【領収書の取扱い】 1)通知</p> <p>3【「高額療養費の支給申請の簡、原則として国民健康保険の被保険者の判断により、領収書(一部負担金等の支払額の証書等)の添付を省略できることについて、改めて国民健康保険の被保険者に平成28年中に通知する。」の措置】 1)平成28年3月に措置済み。 2)平成28年12月に措置済み。 3)「省令改正等」に措置済み。</p>	<p>1)平成28年12月20日付けの部長通知(※1)で、省令改正(※2)を先行し、平成28年3月31日付けで省令改正(※3)を行い、その旨を同月付けの局長通知(※4)で通知。</p> <p>2)上記部長通知で国民健康保険の被保険者の判断により、領収書の添付を省略できることについて改めて通知。</p> <p>(※1)「市町村が行方国民健康保険の70歳から74歳までの被保険者の高額療養費の支給申請の簡素化の手続きの簡素化等について」(平成28年12月20日付け閣議決定1号) (※2)「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第52号)」 (※3)「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成28年3月31日付け局長通知531第8号)</p>		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29対応方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成28>として併記 ※平成30対応方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成28年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。	○過去に厚生労働省では、保育士2名以上を配置基準として、保育所で未就学児と放課後児童を対象とする延長保育促進事業を実施していたと通知しているが、今回の提案と類似した事業であり、このような事業が実施されれば、目的や制度内容が異なり、安全性や質上の問題があるには必ずしも異なるのではないかと、どのような条件設定であれば、合符確保が可能か示すべきではない。 ○(対象とする年齢を限定するなど)安全・衛生面で一定の配慮を行った上で(職員の合理的な配置、同一の場所で運営できるように)とあるが、保育士の確保、安全面・衛生面に配慮した保育プログラムの実施等、両側二次の目的や制度内容に十分配慮した措置がとられている場合には、延長保育(又は一時預かり)と放課後児童クラブを併設する施設において、放課後児童クラブを併用し、放課後児童クラブの利用児童を延長保育事業において受け入れることは可能であると考えられるため、今後、具体的に事業内容を、柔軟に対応可能な場合に於いて示した事務連絡各自治体別にて発出することとする。	○延長保育(又は一時預かり)及び放課後児童クラブについては、過去の類似の事業の実施状況も踏まえつつ、適正かつ円滑な実施のために現行の基準を設けているものであり、前回の回答のことが、両側二次の目的や制度内容の相違を考慮せず、人材不足への対応の観点から一方の施設に児童を集約することについては、対応は困難である。 ○ただし、過去の精神も踏まえ、放課後児童クラブの利用児童数が極めて少人数に留まり、また、延長保育事業の実施に必要となる施設や設備が不足している場合であれば、延長保育に必要となる基準の遵守や施設切りの確保、放課後児童支援員研修を実施している保育士の確保、安全面・衛生面に配慮した保育プログラムの実施等、両側二次の目的や制度内容に十分配慮した措置がとられている場合には、延長保育(又は一時預かり)と放課後児童クラブを併設する施設において、放課後児童クラブを併用し、放課後児童クラブの利用児童を延長保育事業において受け入れることは可能であると考えられるため、今後、具体的に事業内容を、柔軟に対応可能な場合に於いて示した事務連絡各自治体別にて発出することとする。	<平成28> 【厚生労働省】 (2)児童福祉法(第22条164)及び子ども・子育て支援法(第24条65) (イ)延長保育事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第7項)の定めに従って、当該事業を放課後児童健全育成事業(子ども・子育て支援法59条10号及び児童福祉法6条の3第2項)の対象児童が少人数の場合に限る。と市町村が実施する場合において、次の事業の決定後、厚生労働省(以下「省」とする。)との協議を要する。併記事項に係る要件を踏まえ、平成28年度中を目途に結論を得、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 【関係府省・内閣府】 【取組内容】平成28年4月3日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知、平成28年4月3日付文科科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)	実施要綱 平成29年4月3日	延長保育事業又は一時預かり事業(預託)に関して、保育施設基本の特別措置等、放課後児童健全育成事業と合同実施に係る要件を踏まえた内容に「延長保育事業実施要綱」「一時預かり事業実施要綱」を改正。		
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。							
【理天市】 本提案は、製造前育(政令市を含む。)を広く転用した場合の予備的な簡略化を求めているもので、費用の2分の1を負担する都道府県等間で合意することにより、短期間の支給決定を簡略化できるものと考えます。 なお、転用後から意見書・診断書を取り寄せ提出した申請が不受理になった案件はありません。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管省からの関係が「適院医の受診に支障が生じることがないよう対応可能」となっているが、事業実施について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	○1次回答のとおり、新たに制度実施主体となる転居先の精通医師が、改めて診断書等により自立支援医療(精神通院医療)を受ける必要を判断する必要があることから、転居先の精通医師に対して再度申請を行うことを求めているところである。 平成18年7月14日付事務連絡(自立支援医療)における支給認定有効期限内に居住地を転居した場合は有効期限については延長しないこととあるが、併記事項に於いては、改めて申請前欄における認知と行。	【厚生労働省】 (30)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(第174条12) (イ)自立支援医療に係る支給認定を受けた障害者が当該支給認定の有効期限内に当該支給認定をした市町村(精神通院医療に関しては、転居前又は指定都府とする。以下「市町村等」という。)以外市町村等に転居した場合における転居先の市町村等に対する支給認定の申請(30条)については、障害者の居住住所を所与した転居後の自立支援医療の受給に支障が生じないように、申請書で定める転居先の市町村が当該障害者の転居元の市町村等における支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった自立支援認定の有効期間の短縮とすることが可能なこと等を、地方公共団体に平成28年度中に通知する。	通知 平成29年2月6日	「自立支援医療の支給認定の有効期限内に居住地を転居した場合の取扱いについて」(平成28年2月6日付障0206第3号)を廃止し、申請書口である転居先の市町村が当該障害者の転居元の市町村等に対する支給認定に係る医師の意見書及び診断書を取り寄せることが可能なこと、精神通院医療については転居先の市町村に申請のあった自立支援認定の有効期間の短縮とすることが可能なこと等を通知。			





各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29対応方針(平成29年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成30年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成31年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め。	○ 下記の層別のパターンについて、事務局と調整の上、全論を検討すべきではないか。 ① 放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目 ② 児童福祉士資格において、第二種級の科目を受講している科目 ③ 経過措置の延長については、子ども子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それらに関して中間的な見直しをすべきではないか。	認定資格研修は、放課後児童クラブの支援員となるために必要な知識等を身につけるものであり、放課後児童支援員自身が認定資格研修の講師要件を満たす科目を履修することによって、認定資格研修は2次の教育向上研修等において、ある研修科目について、認定資格研修において行われるものと同等以上のものを受講したと研修実施者が認められる場合には、当該科目については、認定資格研修を受講したこととみなせる形で運用、さらには、研修実施者の判断により、研修実施者が履修した科目について研修受講を免除しても構わない取組のものは、そのような形で運用ができるよう検討を要する。	【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(第22条164) (4) 児童福祉法(第22条164) 放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の円滑及び運営に關する基準(平成28年労働省令第311号)第3項、以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のおおとする。 認定資格研修を受講しようとする者が認定資格研修の科目と同等以上の内容を放課後児童支援員等資質向上研修等において受講した場合に、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中、届出する。 認定資格研修を受講していない等であって認定資格研修の講師となった者が講師の科目については、実施主体の判断により、当該者が当該認定資格研修の科目を受講したこととみなすことができるよう、地方公共団体に平成28年度中に届出する。	届知	平成29年2月20日	平成29年2月20日に閣議された全国児童福祉士管理委員会、また同年3月31日付事務連絡「放課後児童健全育成事業に係るR&A等について」において届知を行った。	
【静岡県】 静岡県では、住基ネットの利用について、安易に増設という趣意をもちではなく、業務フローの見直しによって業務を行う上で必要な、住基ネット情報の取扱いを想定しております。住基ネットを利用している既存の住基ネット端末を利用する。 その結果、住基ネット端末での移動の取扱いと検索結果データの運用上の課題が顕在化する。 また、住基ネットと併用で住基ネット端末を利用することでの混雑や、整備受給等証更新時期は多くの時間を窓口や電話対応に費やすことを見込んで、患者情報が必要とする医療業務において住基ネット端末で検索を行うことは難しいと考え。		【全国市長会】 国民が困らぬことのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。		住基情報については、住基基本台帳法に基づき、各地方公共団体が住基基本台帳ネットワークシステムにより提供することが可能であることから、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の対象は広くない。 なお、マイナンバー制度は、個人情報保護の観点から、特定個人情報は分散管理を行い、情報連携は個人を特定しないよう、個人番号とは異なる符号を用いて行なうこととしている。このため情報提供ネットワークシステムにおいては、個人を容易に特定し得る住所情報等を特定個人情報と紐付けすることは、この仕組みの趣旨に反する。					
		提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。		児童福祉法改正を踏まえ、施行に關連する各種通知改正に係る検討を合わせて検討を行う。	【厚生労働省】 (4) 児童福祉法(第22条164) (4) 児童福祉法(第22条164) 児童福祉法の運用については、原則に委託されている児童が放課後児童クラブを利用することが可能であることを平成28年度中に明確化する。	通知	平成29年3月1日	「児童福祉法の運用についての一部改正について(平成29年3月1日付行政指導第031第03号)を念頭に、児童福祉法運用に關する、必要に応じて児童福祉法第4条の第1項に規定する放課後児童健全育成事業を利用することと定めること」と記載した。	



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29年方針(平成29年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成29」として併記 ※平成30年方針(平成30年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成30」として併記 ※平成31年方針(平成31年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成31」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の意見を尊重されたい。		衛生活のとり、感染症法第3条の2第1項に基づく公費負担申請時の記載事項として、保健の加入状況は求めていない。しかし、申請時の条件書類の省略のために個人番号の記入を求めているわけではなく、感染症法第3条第1項に基づき、公費負担の決定の際には、全国の中ならず都道府県において保健情報を確認する必要があるため、この点における事務の効率化を行うために個人番号の記入を求めているものである。マイナンバー法に反した不必要な情報の入手ではないため、引き続き個人番号の記入を求めることとする。	【厚生労働省】 1)9)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成14) 公費負担の申請時(2)条の第3項)に個人番号の記入を求めていることについては、公費負担の決定(2)条第1項)の際に、都道府県において保健情報を確認する必要があるため、この点における事務の効率化を行うために、地方公共団体に平成28年度中に通知する。(関係府省 内閣府及び総務省)	通知	平成29年3月2日	「平成28年の地方からの提案等に關する対応方針」に 係る感染症の予防及び 保健の患者に対する医療に關する法律等に基づ く事務の対応について(平成29年3月2日付事務連絡)を 各地方公共団体に對して発出し、マイナンバー記載の 必要性について周知した。	
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		○ 住民基本台帳法において、複数の住所を認めると、各種行政サービスの重複や、戸籍の複数登録などにつながり、正確な情報把握が困難であることから、生活の本拠であるもののみを住所としており、住民票上の住所と実数の居住地が異なることを認めているのは、入居している数(1)世帯の人数に限る等の例外的な場合のみである。 ※住民基本台帳法第3条第1項及び第3項において、「市町村長は、常に、住民基本台帳を整備し、住民に關する正確な記録が行われようとするものとし、住民に關する記録の管理が適正に行われようとする必要を確保するものとする。」旨は、常に、住民としての居住地の表裏に關する届出を正確に行なうよう努めなければならない。住民は、常に、住民としての居住地の表裏に關する届出を正確に行なうよう努めなければならない。届出の届出その他住民基本台帳の正確性を確保するよう努めなければならない。とされており、市町村において、住民票の移動が適正でない事実を確認した場合は、まずは是正措置を講じる必要がある。 ○ 全額公費で稼働している児童扶養手当については、適正な支給を担保することは極めて重要であり、他の行政サービスと同様、二重支給等の問題が生じないよう、住民票の移動がでない責任やな事柄のない理由がある場合に限り、住民票と異なる居住地からの申請を受け、これを認定して認めていることである。 ○ こうした例外的な事柄を基本とするについては、住民基本台帳法における違法状態を確認するばかりでなく、二重支給の問題が生じる等の理由から、ご提案を認められない。 ※本件については、区域外の学校へ就学したり、保育所へ入所したりするだけに限らずに職業の住所地でない自治体に住民票を置くことの意味といった住民登録のあり方自体や、区域外の学校や保育所へ入学・入所する際に住民票の移動が必要であることの意味について問われるべき問題である。					
		【全国知事会】 所管省からの回答が「変更は解消されている」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。							



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成27年方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成27>として併記 ※平成28年方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成28>として併記 ※平成29年方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		医療扶助の実施にあたっては、被保護者の受給する医療機関を福祉事務所において選定し、当該医療機関につき被保護者に対して示す必要があり、これを実現するために医療券を本人に交付することとしている。また、被保護者も必ず医療券を医療機関へ直接送付する場合、生活保護法第26条第2項の規定により、本人に対して当該医療決定の内容を別途書面により通知する必要があるため、結果として自治体の事務負担の軽減にはつながらない。 なお、提案団体の意見として示されている変更事項については、緊急の受診に関して、例外的に医療券の事後の交付などを認めているところである。					
		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		管理番号110で示している通り、医療券は原則として本人に交付することを前提としており、医療扶助課業務の中で、医療券の交付をもって十分決定内容を成達できる場合には、一部決定通知書を発行し、その他適切な方法により本人へ通知を完了しているところだが、上記以外の場合に、当該決定が撤回・明瞭であるという理由をもって書面による通知を不要とすることは、被保護者の保護法益を守るという観点でも不適切である。 保護の実施機関においては、保護の決定通知書や医療券等の書面を被保護者に交付することで、各扶助の決定内容について、被保護者に対して確実に通知する必要があると考える。					
		【全国知事会】 議員団体の意見は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		【郵式費用】及び【日用品費】の先取特権(民法第309条、第310条)は、貧困者が暮らすために生活に必要な物品を入手することができるようにするという目的を達成の措置を命じると規定されており、郵便物のような生活保護債権への先取に関する特別な取扱いを定めることの本質とはならない。 また、他の一般債権者との優先順位については、被保護者に生活資金を貸し付けたような者も想定される。このため、生活保護法に定める被保護者の優先順位を踏まえ、生活保護債権の優先順位を定めることについては、生活保護法において、生活保護債権の優先的な取扱いを設けることは困難である。					



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29年方針(平成28年12月20日閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成29」として併記 ※平成29年方針(平成28年12月20日閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成29」として併記 ※平成29年方針(平成28年12月20日閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成29」として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
【八府県】 平成27年10月20日の会計検査院の強い指摘を受けて、同年12月8日に、すぐさま厚労省が改正した「障害者福祉」(障害者福祉推進基金の創設に係る国庫支出金等の増額等)については、確かに趣旨的内容ですが、実質的には事務的な負担をむしろもたらすと考えます。 今後、許容となるのは、介護管理体制の強化であり、引き続き、地方の意見を十分に踏まえていただき、迅速な取組が実現することをお願いいたします。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		当該通知は地方公共団体における他の一般的な情報管理と比較して、生活様式に係る情報について特別な取り扱いを定めるものではない。生活保護法に基づく派遣金等受給については、地方公共団体の情報として、地方自治法等を遵守し、たいては適切に対応されるものと考えられる。 なお、地方公共団体が不納欠損金を適切に処理しているか確認する「不納欠損調査」については、家庭裁判所の発する命令書以外にどのような方法で情報提供を行ったかを把握できるものとなっている。こうした仕組みが実現する、地方公共団体の不納欠損を適切に処理しているの確保の観点から、十分に確認することとしている。						
【北海道】 福祉的支援が災害救助法の応急救助として位置づけられれば、現地の施設職員が被災した場合などにおいても、他の都道府県から、広域的な派遣調整の際の経費協賛などな迅速な派遣が可能となる。 ・災害救助法における応急救助は、医師等用という制約があるが、東日本大震災でも熊本地震でも、災害発生の際、介護職員等における避難所等支援への災害救助法適用の通知が发出されており、災害時の介護職員等福祉的支援が必要となることは明確であり、応急救助に福祉的支援を併用していただくことで、今後、通知の発出の時間を省略し、通知を受けずとも迅速な派遣を行うことができる。		【全国知事会】 所管府県からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事業関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府県からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		災害救助法に規定する救助の種類等への「福祉」の追加することについては、災害救助法を所管する内閣府において、必要性等を検討していただくことになると考えている。	【厚生労働省】 (2)災害救助法(第22条118) (1)高齢者や障害者等の避難所における生活の中で特別の配慮が必要とされる要配慮者に対する災害時の対応として、既存のバリアフリー化された建物を利用した福祉避難所を設置すること、各福祉施設におけるサービス提供等について柔軟な対応が可能なこと及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的支援について、地方公共団体に全国会議等を通じて平成29年中に届出する。 (関係府省：内閣府)	周知	平成29年5月19日	内閣府	要配慮者に対する災害時の対応として、福祉避難所の設置や、各福祉施設におけるサービスの提供等について柔軟な対応が可能なこと及び過去の災害において要配慮者への対応として行われた特例的支援について、「平成29年度災害救助法等担当全国会議(平成29年5月19日開催)」にて周知を行った。	
【熊本県】 災害はいつ起こるか分からないものであり、具体的な支援体制を構築済みの自治体が10自治体である現在の状況においても、都道府県の相互の連携体制の構築のために全国的な派遣・調整のシステムが必要である。 また、災害派遣福祉チームの取り組みを全国的に広げるため、今後とも「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」の推進により、各都道府県における支援体制の構築についても併せてお願いしたい。		【全国知事会】 所管府県からの回答が「現行制度下において対応可能」となっているが、事業関係について、提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管府県からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		厚生労働省としては、熊本地震において、熊本県と福岡県等と連携を促しつつ、震災の影響により精神的な不安定が生じている被災地の社会福祉施設等に対して、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整を行った。 これまでと同様に、現行制度の枠組みを最大限活用しつつ必要な支援を行っているところであるが、引き続き「災害福祉広域ネットワーク構築支援事業」を推進するとともに、選手権を始め、全国的な自治体の取組の促進や情報共有を十分に把握し、これら関係府県で福祉・介護・福祉に関することなどを進めて、内閣府と連携しながら、災害福祉支援体制の構築に努めてまいりたい。	【厚生労働省】 (2)災害救助法(第22条118) (1)災害時の要配慮者に対する福祉的支援については、災害の状況や被災地のニーズを踏まえつつ、広域的な福祉・介護人材の応援派遣の調整等の取組を行った。 国庫の支援を適切に行う。また、引き続き、災害福祉広域ネットワークの構築支援事業による都道府県単位での連携を促進すること、に、先駆的な地方公共団体における取組の内容や課題等を把握し、全国会議等を通じて平成29年中に関係府間で幅広く共有及び周知すること、関係府省：内閣府)	【関係府】 周知 【厚生労働省】 周知	平成29年5月19日 平成29年3月2日	内閣府 厚生労働省	災害時の要配慮者に対する福祉的支援について、「平成29年度災害救助法等担当全国会議(平成29年5月19日開催)」にて周知を行った。  厚生労働省 平成29年3月2日に開催された「社会・福祉関係局関係主管全国会議」において、熊本地震の際の選手権、支助的及び熊本県における災害福祉広域ネットワークの活動内容等について周知を行った。	





各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29対応方針(平成28年12月20日閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成28年12月20日閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成28年12月20日閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況
<p>【秋田県】 昨今のグローバル経済の拡大や技術革新の進展に伴い、農業世帯を取り巻く労働環境は、この法律が制定された時(91)から顕著に変化しており、「必ずしも専門的な知識や高度な技能を必要としない」と見られる労働集約型産業は減少傾向にあり経営困難となっている。 一方で、必ずしも絶大なにたからず、ワークライフバランスを重視した多様な働き方を求める動きもある中、コアセンターなど、新たな働き方にシフトするも、一定の雇用確保があり、地方が抱える地理的デメリットにとらわれない産業については雇用法の既成により、経営困難となっている。 農業就業人口は2015年以降、日本の農業人口は、2010年以降10%減少となっている。このうち、農業就業人口は2010年の2%から6%に縮小しているものの、依然、高い水準を維持している。 本県は、以上のよう状況を確認しながら、農業世帯の多様な就業ニーズにマッチする幅広い働き方の環境整備を推進して雇用確保を図る。この取組の主要な目玉である「農業世帯の定型的・継続的な雇用確保」の促進にも資するものであるため、更なる検討を期待する。</p>				<p>御提案のとおり、雇用法第2条第2項に規定する工業等以外の業種を雇工団地に導入することができるようになるためには、同法を改正する必要がある。地域再生法の特例を活用する場合は、本年秋の国会に、対象業種の在り方の検討を進めているところである。その中で、御提案内容を踏まえながら、引き続き検討してまいりたい。 なお、雇用法は、支障事例で述べられた、工業等以外の導入を促すための「強制」ではなく、農村地域への工業等の導入を促進するための仕組みである。このため、農工法の運用(地域の実情)に資さない場合には、同法以外の手段によって地域の実情に即した産業の導入を図ることも検討された。</p>	<p>平成28年 (厚生労働省) 1)雇用法第2条第2項の業種(昭44法112) 2)農村地域工業等導入促進法(昭44法112) 3)関係府省:農林水産省、経済産業省及び国土交通省</p> <p>&lt;平成29&gt; (24)農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭44法112) 農村地域に導入できる業種については、「工業」から「産業」と改め、業種の限定を廃止する。 (関係府省:農林水産省、経済産業省及び国土交通省) 〔措置済み(農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律(平成29年法律48号))〕</p>	<p>法律</p> <p>公布日:平成29年6月2日、施行日:7月24日</p>	<p>「農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律」(平成29年法律48号)において、農村地域に導入できる業種「工業等」から「産業」と改め、業種の限定を廃止した。</p>	
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見の裏面に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>暫定支給決定を要しない場合の基準については、これまでの地方自治体の要望等を踏まえ、「就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)における適切なサービスの提供の促進について」(平成28年3月30日閣議決定)の「若年労働者社会・職業訓練等推進部会(若年労働者部会)」において、示したところである。 関係府省では、関係府省が例行的に暫定支給決定によるアクセスを要しないこととすることが可能なのは、当該通知で示した基準に該当する場合のみと考えており、それ以外の場合は想定していない。</p>	<p>(厚生労働省) 30)特定求職者雇用開発助成金 特定求職者雇用開発助成金については、就労継続支援型事業における暫定支給決定を受けた障害者を雇い入れた事業所のうち、暫定支給決定期間終了後に、当該障害者を引き続き適切に継続して雇用するものについても助成の対象としよう。「雇用開発助成金支給要綱」(平成28年労働政策決定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取組は、都道府県労働局に平成28年中に通知する。 〔措置済み(平成28年12月5日付厚生労働省職業安定局通知、平成28年12月5日付厚生労働省職業安定局雇用開発部雇用開発課企画課通知)〕</p>			
		<p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、積極的な検討を求める。 中核市への移譲については、手厚い方式も求めた検討を求める。</p>	<p>〇子ども子育て会議に限りつつ対応を検討することだが、年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。 〇また、子ども子育て会議において本件を議論する際には、都道府県が認定を行うことによる認定期間の遅れという支障を明確にした上で議論し、議論の経過・内容について事務局に情報提供いただきたい。</p>	<p>&lt;平成28&gt; 1)若年労働者 2)子ども子育て支援法(平成24法65) 3)施設型給付費等に係る給付改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る給付改善加算について」(平成28年労働政策決定局)を平成28年中に改正する。あわせて、改正後の取組は、都道府県労働局に平成28年中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省)</p> <p>&lt;平成29&gt; 1)若年労働者 2)子ども子育て支援法(平成24法65) 3)施設型給付費等に係る給付改善等加算の加算率の認定に係る事務・権限については、「施設型給付費等に係る給付改善加算について」(平成29年労働政策決定局)を平成29年中に改正する。あわせて、改正後の取組は、都道府県労働局に平成29年中に通知する。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) 〔措置済み(平成29年4月27日付内閣府政策統括官(民生社会政策担当)、文部科学省初等中等教育局、厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知)〕</p>	<p>通知</p> <p>平成29年4月</p>	<p>【通知】 「施設型給付費等に係る給付改善等加算について」の一部改正について(平成29年4月27日付子育子本第375号、29文科初第215号、雇発発0427第3号)</p>		
		<p>【全国市長会】 厚生労働省からの回答が「認識誤り」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。</p>						



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該旨を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該旨を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該旨を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 地域医療介護総合確保基金における事業計画は、市場を越えた広域的な計画であるため、その策定は引き続き都道府県の事務・権限とするべきである。 【全国市長会】 個々の市域内で医療提供体制が完結できない場合もあり、医療圏等広域的な視点での対応が必要となるべきである。</p>		<p>○地域医療介護総合確保基金については、都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体制を整備するために、広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。 ○このため、地域医療介護総合確保基金の設置関係は都道府県へ権限移譲するようであり、都道府県が、都道府県計画を策定する際に、あらかじめ市町村長等地域の関係者の意見を反映させるよう、例えば、協議の場を設けて意見交換をする、関係者の意見を個別に聴取する機会を設けるなど、必要な措置を講ずることが求められる。 ○また、都道府県計画に地域の関係者の意見が反映されるよう、都道府県との意見交換の場を設けて、引き続き働きかけていきたい。</p>					
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>○地域医療介護総合確保基金については、都道府県全体として医療計画と整合性のある医療提供体制を整備するために、広域的な観点から都道府県計画を策定する必要がある。 ○このため、地域医療介護総合確保基金の設置関係は都道府県へ権限移譲するようであり、都道府県が、都道府県計画を策定する際に、あらかじめ市町村長等地域の関係者の意見を反映させるよう、例えば、協議の場を設けて意見交換をする、関係者の意見を個別に聴取する機会を設けるなど、必要な措置を講ずることが求められる。 ○また、都道府県計画に地域の関係者の意見が反映されるよう、都道府県との意見交換の場を設けて、引き続き働きかけていきたい。</p>					
<p>【北海道】 北海道では、当該事業に係るマイナンバー制度における情報連携(情報照合)を平成30年4月から開始する予定としているため、開始までに所要の措置を講じるよう要望する。</p>		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○第1次とアラインメントにおいて、文部科学省から、提案の実現に向けて、関係府県と相談しながら特別支援学校への取組について検討していきたいとの趣旨の発言があったところであり、文部科学省において早急に検討いただきたい。</p>	<p>特別支援学校への取組に関する法令によれば、生活保護関係情報について情報連携を行う必要が認められるが、生活保護関係情報を連携対象とするよう、関係府県と連携して必要な法改正等を行う。 なお、関係希望する地方公共団体におけるシステム改善、国におけるシステム改善、全府県地方公共団体におけるシステム改善が必要となる。</p>	<p>【厚生労働省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法17) (1)特別支援学校への取組に関する法律(昭和35法144)による特別支援学校への取組のための必要な経費の支弁に関する事項(別表の37) (関係府県:内閣府、総務省及び文部科学省)</p>	法律 各府	<p>【法律】平成29年4月21日公布・施行 【省令】平成29年7月上旬公布、施行予定</p>	<p>【法律】地方の自治性及び自治性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次地方分権一括法)(平成29法23)において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)別表第二の37に生活保護関係情報を追加する規定を行い、平成29年4月21日付で公布・施行した。 【省令】行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の37を改正する省令(平成29年内閣府-総務省令)を、平成29年7月上旬公布・施行予定。</p>	
		<p>【全国市長会】 国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。</p>	<p>○上乗せ補助事業である国等交付金の補助等編成及び法定外事業である高等学校等教育支援事業の国の事業処理業務が必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事業である国等交付金の事業処理業務が必要とされている生活保護関係情報や、上乗せ補助事業である国等交付金の事業処理業務が必要とされている生活保護関係情報や、マイナンバー制度における情報連携(情報照合)による個人情報保護の観点から、国におけるシステム改善、全府県地方公共団体におけるシステム改善、国におけるシステム改善、全府県地方公共団体におけるシステム改善が必要となる。 また、関係希望する地方公共団体における個人情報保護委員会への届出やシステム改善、国におけるシステム改善、全府県地方公共団体におけるシステム改善が必要となる。 また、関係希望する地方公共団体における個人情報保護委員会への届出やシステム改善、国におけるシステム改善、全府県地方公共団体におけるシステム改善が必要となる。</p>	<p>【厚生労働省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法17) (1)地方公共団体が9条第2項に基づき実施する事項(独自利用事項)について、以下の措置を講ずる。 地方公共団体が9条第2項に基づき実施する事項(独自利用事項)については、特定個人情報(第4条第2項)に関する法律(平成25法17)による賃貸住宅の取組に関する事項(別表の37の2)に準ずる事項としても認めるとともに、高等学校等教育支援の支給に関する事項に併せて行った情報に関する事項については、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15法94)による学生の貸付に関する事項(別表の10)に準ずる事項として認めるとともに、「情報連携の対象となる個人情報(別表の37)を平成28年度中に改正する。 (関係府県:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省) ・独立行政法人学生支援機構法(平成15法94)による学生の貸付に関する事項(別表の10)に準ずる事項として認めるとともに、「情報連携の対象となる個人情報(別表の37)を平成28年度中に改正する。 (関係府県:内閣府、個人情報保護委員会、総務省、文部科学省及び国土交通省)</p>	通知	平成28年度中	<p>元の提案事業については、情報連携の対象となる個人を識別して連携する(平成29年3月30日事務連絡)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)による賃貸住宅の取組に関する事項(別表の37)に準ずる事項として認めるとともに、高等学校等教育支援の支給に関する事項に併せて行った情報に関する事項については、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15法94)による学生の貸付に関する事項(別表の10)に準ずる事項として認めるとともに、「情報連携の対象となる個人情報(別表の37)を平成28年度中に改正する。 また、元の提案事業に照らし、「情報連携の対象となる行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27)による賃貸住宅の取組に関する事項(別表の37)に準ずる事項として認めるとともに、高等学校等教育支援の支給に関する事項に併せて行った情報に関する事項については、独立行政法人日本学生支援機構法(平成15法94)による学生の貸付に関する事項(別表の10)に準ずる事項として認めるとともに、「情報連携の対象となる個人情報(別表の37)を平成28年度中に改正する。</p>		







各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29対応方針(平3012第3閣議決定)に記載があるものは当該内容<平29>として併記 ※平成29対応方針(平3012第3閣議決定)に記載があるものは当該内容<平30>として併記 ※平成29対応方針(平3012第3閣議決定)に記載があるものは当該内容<平30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、対象児童の増減に際して、病児・病後ケアファミリーサポートセンター運営上の感染症対策について、指針を示された。		所添、通知を発行する予定である。 【ファミリーサポートセンター事業における感染症対策についてとして、以下点の内容を記載したものを提出する。 ○感染症対策に留意いただきたいこと ○ファミリーサポートセンター事業として必要経費と認められるもの、例えばマスクや消毒液などの経費も、従前は経費発生項目として記載されている。 なお、あくまでも例示であり、対象経費については各自法体でご判断いただきたい。	【厚生労働省】 (23)子ども子育て支援法(平24法65) (18)児童労働者等の保護(平26第14号)及び児童労働者等の保護(平26第14号)については、感染症対策に関する薬剤品等の経費が交付対象経費に含まれることを等、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省:内閣府)	通知	平成29年1月26日	「子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業)」における感染症対策について「平成29年1月26日付、事務連絡」を関係各府県へ発出済み。	
		【全国市長会】 提案団体の提案を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。	○ 提案団体である兵庫県・徳島県の育児保育の実施状況を記述したところ、児童数が多い都市部においては実施されているが、兵庫県における伊丹・淡路・西條郡地域、徳島県における養父・西條郡地域といった地方域において、その実施が難しいことから、育児保育事業の目標が達成できない状態にある。このような地域に於いて、質の担保を前提として、ニーズに応じたきめ細かな柔軟なサービス提供を行うための手段について検討すべきではないか。 ○ 一般的な保育所等における保育と比較して、病児保育事業において保育士に求められる役割を明確にし、その上で、看護職やファミリーサポートセンター会員がその役割を果たすための適切な人員や研修条件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。 ○ その上で、看護職やファミリーサポートセンター会員では果たせない役割を補うために、施設要件や研修条件等を設定することによって対応できる余地がないか検討すべきではないか。 ○ つまみファミリーサポートセンター事業については、平成21年度より病児・病後児の受け入れを実施するが、そのサービス提供後の活動の範囲については限定している。このよう状況を変える、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途提供することや、子育て支援員研修の受講を促すことについて、病児保育事業におけるファミリーサポートセンター会員の活動の範囲を一部拡大することについて、検討する余地があるのではないか。	○ 病児保育事業は、児童福祉法に基づき実施される「保育を行な事業」であり、「病児」といっても、べつと支障なく過ごす子どもではなく、活動的な遊びができる子どもで様々な配慮が必要である。したがって、保育所と異なる、毎日同じ児童に対して保育を提供するわけではないという実態があり、通常とは異なる環境での保育を実施することになる。ゆえに、より密接なやり取り、職員が1人1人の児童に十分に気配りできる体制を整える必要がある。 ○ つまみファミリーサポートセンター事業については、平成21年度より病児・病後児の受け入れを実施するが、そのサービス提供後の活動の範囲については限定している。このよう状況を変える、徳島県のように病児保育に対応する研修を別途提供することや、子育て支援員研修の受講を促すことについて、病児保育事業におけるファミリーサポートセンター会員の活動の範囲を一部拡大することについて、検討する余地があるのではないか。 ○ さらに、ファミリーサポートセンターの会員になるためには、約30時間程度の子育て支援に関する基礎的な知識等の研修を受講しなければならないこととしており、保育士との知識・技能の差は、施設要件や研修条件等に「見える化」されるのではない。 ○ なお、保育人材の確保にあたっては、「ニッポン一億総活躍プラン」でも掲げられている処遇改善の拡充に加え、前経費削減等の確保、就業継続支援、退職後の再就職支援といった総合的な対策を講じる必要があり、今後の予算編成過程で、引き続き、保育の受け皿確保に向けた必要となる保育人材の確保に総合的に取り組んでいきたい。	【厚生労働省】 (23)子ども子育て支援法(平24法65) (18)児童労働者等の保護(平26第14号)及び児童労働者等の保護(平26第14号)については、児童労働者および看護職をそれぞれ最低1名以上配置する必要があるが、「病児保育事業実施要綱」(平成29年度版)等(児童労働者等・児童労働者)を改正し、平成29年度を目標として掲げると併せて研修等の実施事項を規定する。 「徳島・中山間地その他の地域で育児保育の利用促進の見込みが少なく」市町村が認められた上で、医療機関に併設された施設において実施する。 ・子育て支援員研修(地域型研修)を検討しているなど、必要な知識や技術を修得している看護職が「実施する」。 ・病児保育以外の業務に従事している看護職1名が、必要な場合に迅速に対応できる体制とする。 (関係府省:内閣府)	実施要綱	平成29年4月3日	徳島・中山間地等の市町村において、利用児童数が少ないなどの場合には、一定の研修を受けた看護職1名及び施設に付随する看護職1名の配置で対応となるよう施設設備条件と併せての特例措置を設けるため、「病児保育事業実施要綱」を改正する。	
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ ご指摘のように、保育事業者の施設において1年前に追加されたこととした場合、変更前標準決定や標準決定後実施し、児童が安定的な人間関係の下で養育されることなどによって保育をおこなうことができると提案は認められない。 ○ しかしながら、国としては、追加が途絶えた後も、施設要件等に対して充実した支援が行えるよう、児童福祉施設等に施設要件等、特に個別の対応が必要な児童への個別型支援を行う個別対応保育士の配置(平成28年度等)において児童福祉施設等の職員配置の改善(5人14人等)を行っていることとあり、これらの取組を通じて、児童育児の支援の充実に向けた取り組みを行っている。	○ 下記のとおり、保育事業者の施設において1年前に追加されたこととした場合、変更前標準決定や標準決定後実施し、児童が安定的な人間関係の下で養育されることなどによって保育をおこなうことができることを提案は認められない。 ○ しかしながら、国としては、追加が途絶えた後も、施設要件等に対して充実した支援が行えるよう、児童福祉施設等に施設要件等、特に個別の対応が必要な児童への個別型支援を行う個別対応保育士の配置(平成28年度等)において児童福祉施設等の職員配置の改善(5人14人等)を行っていることとあり、これらの取組を通じて、児童育児の支援の充実に向けた取り組みを行っている。					
【天草市】 新たな評価指標の設置については、支援対象者を継続的に把握することの重要性は高いと思われる。業務負担も考慮し、5月と11月の新規相談者に対象を絞ったことは、一定理解できる。しかしながら、毎月の新規相談者(外来受診等)の増加については、事故防止や災害、相談支援に支障をきたすと本来おぼやかるため、毎月ではなく、3ヶ月や6ヶ月に1回の頻度にする、あるいは、提出期間を月初めではなく、中旬ごろに設定するなど、負担軽減策を検討されたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 5月・11月新規相談者(外来受診等)の増加については、(関係)対象者を継続的に把握することの重要性は高いと思われる。業務負担も考慮し、5月と11月の新規相談者に対象を絞ったことは、一定理解できる。しかしながら、毎月の新規相談者(外来受診等)の増加については、事故防止や災害、相談支援に支障をきたすと本来おぼやかるため、毎月ではなく、3ヶ月や6ヶ月に1回の頻度にする、あるいは、提出期間を月初めではなく、中旬ごろに設定するなど、負担軽減策を検討されたい。	○ 5月・11月新規相談者(外来受診等)の増加については、(関係)対象者を継続的に把握することの重要性は高いと思われる。業務負担も考慮し、5月と11月の新規相談者に対象を絞ったことは、一定理解できる。しかしながら、毎月の新規相談者(外来受診等)の増加については、事故防止や災害、相談支援に支障をきたすと本来おぼやかるため、毎月ではなく、3ヶ月や6ヶ月に1回の頻度にする、あるいは、提出期間を月初めではなく、中旬ごろに設定するなど、負担軽減策を検討されたい。	【厚生労働省】 (25)生活困窮者自立支援法(平25法105) (18)生活困窮者自立支援制に関する「支援状況調査」については、提出期限の見直し等の負担軽減策について検討し、平成28年度中に結論を得る。その他、継続に基づいて必要な措置を講ずる。 ○ また、今年度が実施している「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標」については、調査結果を踏まえて、平成29年度のKPIの内容を検討することとしているため、支援状況調査と併せて、5月と11月の新規相談者の2グループを対象として実施している。 ○ 生活困窮者自立支援制については、関係府省間の連携強化による効果の発揮を期待している。連携の促進については、関係府省間の連携強化による効果の発揮を期待している。関係府省間の連携強化による効果の発揮を期待している。 ○ また、今年度が実施している「生活困窮者自立支援制度の新たな評価指標」については、調査結果を踏まえて、平成29年度のKPIの内容を検討することとしているため、支援状況調査と併せて、5月と11月の新規相談者の2グループを対象として実施している。 ○ 生活困窮者自立支援制については、関係府省間の連携強化による効果の発揮を期待している。連携の促進については、関係府省間の連携強化による効果の発揮を期待している。関係府省間の連携強化による効果の発揮を期待している。	事務連絡	平成28年12月27日	支援状況調査の報告時期については平成28年12月27日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援課(事務連絡)を関係各府県へ発出した。	





各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に際する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29年方針(平成28年度補正)に記載があるものは当該方針より平成29年として併記 ※平成29年方針(平成28年度補正)に記載があるものは当該方針より平成29年として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【福井県】 社会福祉オンラインシステムの可搬型窓口装置(ウインドマシン)は、希望する市町村が日本年金機構からの導入を受けることができ、年金記録問題にかかわらず年金記録全数の削除については従前可能なように既に利用範囲が拡大されているため、迅速な実施を希望する市町村に対しては必要となる費用を削減し、ウインドマシンの取替に必要となる予算措置を行い、貸与を希望している市町村へは、迅速に貸出できるよう態勢を整えることが必要である。</p>		<p>【全国市長会】 原主労働者からの回答が「提案の普及については既に実施済である」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分な協議が行われていない。また、「MMVの貸与についての異議を毎年年度更新する等、より一層の周知を図る」とあるが、貸与を希望しても台数が足りずに貸与されない状況にあるとの意見もあるため、ハード面の整備も検討されている。</p>	<p>ウインドマシンは、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談に限らず、年金記録全数の削除に利用可能であることを実施要領に明記し、平成28年度からスムーズに運用して運用できるよう、市町村に通知していただけない。 ○実施要領に定める様式である「年金相談受付書」については、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談の際のみ記入が必要で、その他の年金相談の際には記入が必要ないことを明確にしたことである。また、「年金相談受付書」で記入を求められている内容が記載されるのであれば、当該様式を使用してもよいこととしていただけない。</p>	<p>社会福祉オンラインシステムの可搬型窓口装置(可搬型ウインドマシン、以下「MMV」といふ)は、これまで年金記録全数の削除に利用可能としていたが、実施要領上十分にこの点の記載がなかったため、年金記録全数の削除に利用可能であることを平成28年度からスムーズに運用できるよう、市町村に通知していただけない。 ○実施要領に定める様式である「年金相談受付書」については、「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談の際のみ記入が必要で、その他の年金相談の際には記入が必要ないことを明確にしたことである。また、「年金相談受付書」で記入を求められている内容が記載されるのであれば、当該様式を使用してもよいこととしていただけない。</p>	<p>【厚生労働省】 原主労働者としては、地方自治体が取組の要領に応じて必要な契約形態を選択すべきと考え、前回の取組と同様、契約(委託)形態とは、業務が期待された業務を各自の業務として従事し、従事から独立して管理するものであって、請負費の費用する労働者が注文書の指揮命令を受ける場合は、請負(委託)契約には該当しないが、請負(委託)契約より業務委託とする(1)との場合は、指揮命令を受けていると判断されるがについては、ご希望があれば考え方を整理して併記することは可能である。</p>	<p>【厚生労働省】 (32)市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領(取組)に付いておねんきん特別便、「ねんきん特別便」及び「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務に使用されている社会福祉オンラインシステムの可搬型窓口装置(以下「窓口装置」といふ)については、年金記録全数の削除にも利用可能であることを、「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領」(平成28年労働政策推進本部、以下「実施要領」といふ)に記載して「明記」。平成28年度から市町村にて運用できるよう、貸与を希望する市町村に対しては、必要となる費用を削減し、ウインドマシンの取替に必要となる予算措置を行い、貸与を希望している市町村へは、迅速に貸出できるよう態勢を整えることが必要である。</p>	通知	平成29年3月21日	<p>「市区町村における窓口装置を用いた「ねんきん特別便」等の年金記録に関する相談業務実施要領」について、窓口装置は年金記録全数の削除にも利用可能であることを、「年金相談受付書」は窓口装置を活用した年金相談業務時に記入が必要となるようその旨を明記した。また、「年金相談受付書への記入を求めている情報が記載されている理由には市町村が自由に様式を定めることも可能である」と、「平成28年度5月1日より日本年金機構本部からの年金記録削除に関する通知」とも、各年金事務所から管轄市区町村にも周知した。</p>	
<p>【福井県】 福井県でも、家庭的保育事業等の連携施設の設定については、区役所を中心に認可保育所や幼稚園へ働きかけ、積極的に対応しているところだが、現時点で連携を継続できた施設は4施設にとどまっている。既設認可保育所は、施設整備が少なく、また、延長保育も導入していない施設があること、今後、家庭的保育事業等の連携施設の連携先を確保していくことが非常に難しい状況にあるため、各都府における連携先確保の状況調査と判断を要する。</p>		<p>【全国市長会】 諸団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>○連携施設の確保のうち、保育内容の補佐(保育士の委託(「第2号」)に代わって)については、現行の連携施設でなく、自治体の支援(区立の保育所)での委託保育や、区の保育士による代位保育や家庭的保育事業等との連携などで対応が可能であり、保育内容の補佐(「第1号」)・代位保育の確保(2号)の確保と、区立区立上(向陽学)の確保を併せて考えたいことである。 ○連携施設の確保については、たまたま、家庭的保育事業等の卒園児が入所施設における加算を減(法定)、優先的に認可保育所等への入所が可能となるような工夫を行う等、市町村の利用調整機能によって補完すれば、「3歳の壁」の懸念は解消されるものではない。</p>	<p>家庭的保育事業等については、小規模かつ2歳児までの事業であることから、家庭的保育事業等を利用する保護者の安心及び事業の安定性の確保のために、 ①事業の2歳児の受け入れ ②事業の2歳児の受け入れ ③事業の2歳児の受け入れ ④事業の2歳児の受け入れ ⑤事業の2歳児の受け入れ ⑥事業の2歳児の受け入れ ⑦事業の2歳児の受け入れ ⑧事業の2歳児の受け入れ ⑨事業の2歳児の受け入れ ⑩事業の2歳児の受け入れ ⑪事業の2歳児の受け入れ ⑫事業の2歳児の受け入れ ⑬事業の2歳児の受け入れ ⑭事業の2歳児の受け入れ ⑮事業の2歳児の受け入れ ⑯事業の2歳児の受け入れ ⑰事業の2歳児の受け入れ ⑱事業の2歳児の受け入れ ⑲事業の2歳児の受け入れ ⑳事業の2歳児の受け入れ ㉑事業の2歳児の受け入れ ㉒事業の2歳児の受け入れ ㉓事業の2歳児の受け入れ ㉔事業の2歳児の受け入れ ㉕事業の2歳児の受け入れ ㉖事業の2歳児の受け入れ ㉗事業の2歳児の受け入れ ㉘事業の2歳児の受け入れ ㉙事業の2歳児の受け入れ ㉚事業の2歳児の受け入れ ㉛事業の2歳児の受け入れ ㉜事業の2歳児の受け入れ ㉝事業の2歳児の受け入れ ㉞事業の2歳児の受け入れ ㉟事業の2歳児の受け入れ ㊱事業の2歳児の受け入れ ㊲事業の2歳児の受け入れ ㊳事業の2歳児の受け入れ ㊴事業の2歳児の受け入れ ㊵事業の2歳児の受け入れ ㊶事業の2歳児の受け入れ ㊷事業の2歳児の受け入れ ㊸事業の2歳児の受け入れ ㊹事業の2歳児の受け入れ ㊺事業の2歳児の受け入れ ㊻事業の2歳児の受け入れ ㊼事業の2歳児の受け入れ ㊽事業の2歳児の受け入れ ㊾事業の2歳児の受け入れ ㊿事業の2歳児の受け入れ</p>	<p>【厚生労働省】 (5)児童福祉法(第22法164)及び子ども子育て支援法(第24法65) ①家庭的保育事業等の取組及び運営に関する基準(平成28年労働政策推進本部)のうち、連携施設及び給食の外部導入を行う場合の導入施設に関する規定については、以下のおおとする。 ○家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」といふ)を、当該保育の提供が終了する期に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(保育所等)については、市町村による利用調整等の方針により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点まで(受入施設が確保する場合は、同旨に規定する連携施設を確保したものとみなす)ことが可能であることを、地方公共団体へ平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府)</p>	事務連絡	平成29年2月9日	<p>家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(以下「利用乳幼児」といふ)を、当該保育の提供が終了する期に受け入れて、引き続き教育又は保育を提供する連携施設(保育所等)については、市町村による利用調整等の方針により、利用乳幼児に対する当該保育の提供が終了する時点まで(受入施設が確保する場合は、同旨に規定する連携施設を確保したものとみなす)ことが可能であることを、地方公共団体へ通知。</p>		
<p>【福井県】 平成27年6月に打ち出された骨次の方針2015では、「市町村等でも取組が進んでいない、窓口業務の効率化を図る必要がある事業について、暫定的に、大規模に導入して、迅速に導入を促進する」と普及し、今後の窓口サービスの効率化推進を明確に打ち出している。 更に、地方自治体の事業として、トップランナー方式の導入により、担当事業等の業務改革の推進が期待される状況の中、日本公共サービス研究会の幹事会を組織、先進自治体として窓口業務の外部化を進めている足立区で発生した偽装請負の問題は、今も他の自治体が窓口の民間委託導入を進める上で、足立区に引き継がれている。結果、目下の状況では、窓口における具体事例(即ち偽装請負の横行)については普及が殆どなく、足立区の実例は他の自治体へ波及してしまっている。 本県においても、窓口の外部化を進めるに当たり、偽装請負防止の観点から、受託者の労働者との関係に留意し、慎重に導入を進めるべき。併せて、偽装請負の横行を防止している。これにより、窓口における一部の業務の連続性が損なわれ、可能性及びサービスの低下による可能性を懸念している。 様々なケースが所在する窓口業務において、作業手順の説明すら指揮命令と判断される状況で、発注者・受託者にとっても非常に使い勝手の悪いものとなっており、結果、目の前で待つ市民にとっても弊害となる。 受託者から派遣される労働者の雇用の安定その他福祉の増進を確保しつつ、偽装請負の横行を防止し、想定される事例を以って取り引きを行っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>【厚生労働省】 原主労働者としては、地方自治体が取組の要領に応じて必要な契約形態を選択すべきと考え、前回の取組と同様、契約(委託)形態とは、業務が期待された業務を各自の業務として従事し、従事から独立して管理するものであって、請負費の費用する労働者が注文書の指揮命令を受ける場合は、請負(委託)契約には該当しないが、請負(委託)契約より業務委託とする(1)との場合は、指揮命令を受けていると判断されるがについては、ご希望があれば考え方を整理して併記することは可能である。</p>							



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 記載内容 ※平成29対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
				<p>【文部科学省回答】 文部科学省として回答可能な事項なし。 【厚生労働省回答】 厚生労働省として回答可能な事項なし。 【国土交通省回答】 同一敷地に二層以上の建築物がある場合には、敷地の用途を決定する建築物(主要用途建築物)とこれに附属する建築物(付属建築物)の関係により用途上可分か不可分かの判断を行うこととしている。この関係が付属建築物が主要用途建築物の一部を構成する場合又は付属関係(主要用途建築物と付属建築物との間に強い機能上の関連を持っている場合)である場合には、用途上不可分として判断する。 学校と学童保育施設の関係については、付属関係にあり用途上不可分であると判断される場合と、付属関係に無く用途上可分であると判断される場合がある。本提案に際しても、八王子市の判断により用途上不可分と判断しても差し支えないものと考え。</p>					
		【全国市長会】 事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		<p>①区域外給水の簡素化に関する基本的な考え方は第1次回答に示すとおりであり、1件とはいい、区域外給水が実施されれば、給水区域が実施に給水している範囲とすれば、責任の所在の不明確化につながる。 なお、個別事例では、今回の見解で示されるような給水側と受給水側事業者間の契約行為等により水道法が範囲内に対応できる場合があることから、対応事例の一つとして水道事業者が会議等の場を活用して情報提供を参りたい。</p>	【厚生労働省】 (1)水道法(昭35法177) 区域外給水の簡素化については、水道事業者を対象とする会議等を活用し、水道事業者の認可等の手続の考え方について引き続き、地方公共団体への情報提供を行うとともに、平成28年度からは、参考事例についても情報提供を行う。	情報提供	平成29年3月	平成28年度全国水道関係担当者会議(平成28年3月7日開催)において、水道事業者の認可等の手続の考え方について地方公共団体へ情報提供を行った。参考事例についても情報提供を行った。今後も水道事業者を対象とする会議等を活用し、情報提供を行う予定。	
				<p>【法務省(主存法)】 ○個人の判の確定情報の提供可否については、法務省に判断権限があり、当省としては、法務省の判断に従う。 【厚生労働省】 ○前回回答のとおり、個人の判の確定情報の提供可否については、法務省に判断権限があり、また、法務省の一次回答の通り、資料及び記録謄本、人の名簿、債目に登録簿から事業であり、資料等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に資する利益を有することから、厚生労働省としても、法務省の判断に従い、本提案に申し出ることはできない。市町村が作成する犯罪人名簿を利用した身分証明事例は、地方自治法により市町村の事務とされていることから、法令上の支障事由の調査のための調査等は市区町村に対して行われるべきである。</p>					
		【全国市長会】 所管府県からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。							



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29対応方針(平成28年度補正)に記載があるものは当該数値を<平成28>として併記 ※平成30対応方針(平成28年度補正)に記載があるものは当該数値を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成28年度補正)に記載があるものは当該数値を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況				
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		<p>【全国知事会】 「保つべき基準」については、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は標準もしくは準拠すべき基準へ移行するべきである。</p> <p>【全国市長会】 保育の質の確保に支障が生じないよう、留意が必要。</p>		<p>保育の質に深刻な悪影響が生じかねない「人員配置基準」「居室面積基準」「人権」に該当する運営基準(のみを「保つべき基準」として)を、保育所における保育士の配置基準はその1つである。よって、当該基準が「保つべき基準」から引き下げられることは、保育施設としての質の確保を担保出来なくなることを懸念することから、対応は否決。</p>						
		<p>【全国知事会】 幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の設置については、これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の準備が上から段階で進捗の上で市町村の役割分担を協議することとする。</p> <p>保育所の設置については、市町村は自治体運営への提出、民間立は都道府県の認可であり、また、保育所への指導監督については、国の定める最低基準に基づき、都道府県が専任、立入及び検査等の権限を持つが、公立・民間立を問わず、市町村が地域の特殊ニーズや今後の保育需要等を踏まえ計画的に実施していることから、住民に身近な市町村において総合的、主体的な保育需要の展開が可能となるよう、保育所の設置に関する基準設定の権限とともに保育所の設置認可・指導監督権限を市町村に移譲すべき。</p> <p>【全国市長会】 手挙げ方式も求めた検討を求める。</p>		<p>市町村が保育所の認可や認定こども園の認定を行うことの見解については、自治体によって状況が異なることから、権限の移譲を希望する場合は、条例による事務処理特例等を活用していただきたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (4)取組方針の予定に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(甲18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定しない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園を置いた場合の公示(3条9項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の提出等(29条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び文部科学省)</p>	法改正	平成30年4月(施行)	関係団体と協議等を行い、指定都市については権限を移譲することとなった。なお、中核市への移譲については、中核市長会が一律の移譲に対して慎重な意見を示していることを踏まえ、(関係省との協議の結果)提案の実現を目指した。第7次分権一括法(平成28年法律第25号)による法改正を行い、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲した(平成30年4月1日施行)。	中核市への移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。	
<p>【神奈川県】 幼児連携型認定こども園の認可権限については指定都市及び中核市に移譲されており、移行に係る事業費からの相殺対応等を効率化するため、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限も指定都市及び中核市に移譲すべきである。</p>	<p>【全国知事会】 これまでの指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。それ以外の市町村については、市町村の希望等を踏まえ、事務処理特例によって移譲することとし、全国的に移譲の実績が上がった段階で法律上の都道府県と市町村の役割分担を協議することとする。</p> <p>【全国市長会】 指定都市への移譲については、十分に検討すると、中核市への移譲については、手挙げ方式も求めた検討を求める。</p>		<p>指定都市への移譲については、第1次回答で回答したとおり、指定都市に移譲する方向で、関係団体と協議・調整を行っている。中核市への移譲については、引き続き関係団体と協議・調整を行ってまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (4)取組方針の予定に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(甲18法77) (1)以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する。 ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定しない旨及び理由の通知(3条8項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園を置いた場合の公示(3条9項) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取扱い及びその公表(7条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の提出等(29条) ・幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の報告の徴収等(30条) (関係府省:内閣府及び文部科学省)</p>	法改正	平成30年4月(施行)	関係団体と協議等を行い、指定都市については権限を移譲することとなった。なお、中核市への移譲については、中核市長会が一律の移譲に対して慎重な意見を示していることを踏まえ、(関係省との協議の結果)提案の実現を目指した。第7次分権一括法(平成28年法律第25号)による法改正を行い、幼児連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限を指定都市に移譲した(平成30年4月1日施行)。	中核市への移譲については、今後、引き続き中核市長会における検討を注視していく。		
	<p>【全国市長会】 指導監督の公正性や専門性の担保、事務負担の増加について配慮が必要。</p>	<p>○一時的な事業及び関係府県事業の事業性業務上の実施支援が市町村であること(財源投入)と、市町村が当該事業に関する専門的見地に欠けているとは考えないのではないか。むしろ、事業を実施している現場との関係性においては、都道府県の方が現場の状況を十分に把握できていると、担当職員の立入検査の主体として事業を進めるのではないか。</p> <p>○同じ地域子ども子育て支援事業である幼児連携型認定こども園については市町村が担当主体・指導監督の権限を担っている。子ども子育て支援制度によって、統一して市町村が実施主体と位置づけられている地域子ども子育て支援事業において、担当職員の指導監督の権限は統一すべきではないか。また、権限を統一することを考えた場合、地域や事業費に応じた市町村が権限を担うことが適切ではないか。</p>	<p>○提案を踏まえ、後述、各自治体に対して、既に移譲が行われた場合の支援の取組等についての調査を実施しているところであり、今後、当該調査の結果を踏まえ、具体的な対応について検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (1)提案募集(前22法164) (8)一時的な事業及び関係府県事業の事業性業務上の実施支援、立入検査等の権限(34条の12、34条の14、34条の16及び34条の18の2)については、条例による事務処理特例(地方自治法(昭和26年法律191号)第191条の1)が市町村に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体は平成28年度中に通知する。あわせて、関係機関の運用状況等を踏まえつつ、当該権限の市町村への移譲を含めた事務処理特例について、子ども子育て支援法(平成24年法律第24号)第24条第4項に基づき、同法の施行後9年を目途として行う検討の際に、必要があるときは、所定の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)</p>	事務連絡	平成29年2月9日	条例による事務処理特例(地方自治法(昭和26年法律191号)第191条の1)により市町村に権限を委譲することが可能であることを事務連絡で連絡。	提案済み。5年を目途として行う検討の際に、必要があれば所定の措置を講ずることも検討。		



各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29対応方針(字30)123第1項決定に記載があるものは当該数値を<字30>として併記 ※平成29対応方針(字30)123第2項決定に記載があるものは当該数値を<字30>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
【福島県】 認可、認定等の権限と各種手続きの権限の主体は一致させるべき。	-	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、政令市・中核市に所在する幼稚園型認定こども園における変更届等については、前でも申請できるようにするべきである。 【全国市長会】 第28条(情報提供)に關し、所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分協議を行うべきである。 第29条(変更届の受理)及び第30条(運営状況報告の徴収)に關し、指定都市への移譲については積極的な検討を求め、中核市への移譲については半半折方式も言及した検討を求める。		第29条及び第30条については、引伸抜き幼稚園型以外の認定こども園の経営権の移譲と併せ、措置する方向で検討を行ってまいりたい。 なお、第28条の情報の提供については、認可・認定等に關わらず、都道府県知事が自治体の長として管内の情報を一括して公開することを目的として定めているものであり、利用者の利便性等に鑑みても広範的な情報の共有が有用であることから、都道府県に存置することとする。(第1次回答にもあるとおり、各自治体が個別に情報提供をすることを認めるものではない。)	【(厚生労働省)】 (4) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) (1) 以下に掲げる事項(権限)については、指定都市に移譲する。 ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定受理、及び及び理の通知(3条8項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の届出等(3条9項) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の届出及びその公表(7条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の認定の変更の届出等(29条) ・幼稚園型認定こども園以外の認定こども園の経営権の移譲等(30条) (関係府省: 内閣府及び文部科学省) (1) 以下に掲げる事項(権限)については、指定都市及び中核市に移譲する。 ・幼稚園型認定こども園の経営権の移譲等(29条) ・幼稚園型認定こども園の経営権の移譲等(30条) (関係府省: 内閣府及び文部科学省)	法定正	平成30年4月(施行)	幼稚園型以外の認定こども園の経営権の移譲と併せ、検討を行った。 第7次分権一括法(平成29年法律第26号)による法定正を行い、第29条及び第30条の権限を指定都市等に移譲した(平成30年4月1日施行)。	
	-	【全国知事会】 手分け方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、手分け方式も言及した検討を求める。	○ 来年度に行う提案の中で権限移譲に係る中核市や中核市長会の意見開会を行うとのことだが、第1次にアラインメントでの検討の方向性を踏まえ、意見開会をはじめ今年度でできるものは速やかに進めるべきではないか。 ○ 意見開会等の結果を踏まえ、具体的な検討のスケジュール等について、明確に示していただきたい。	9月中旬に中核市に対して意見聴取(調査)を行うこととしており、その結果等を踏まえて検討を行う。	【(厚生労働省)】 (1) 児童福祉法(昭22法164) (1) 以下に掲げる事項(権限)については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(1条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の公表(21条の5の19第1項) ・指定障害児通所支援事業者の施設及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業等に対する報告、命令等(21条の5の22第1項及び2項) ・指定障害児通所支援事業等に対する報告、命令等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公表(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業等(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第1項及び2項) ・指定障害児通所支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告、命令等(21条の5の27第1項から5項)	地方自治法施行令	平成31年4月1日	第7次地方分権一括法を第19回通案審議会に提出(平成29年3月9日)、平成29年4月19日に成立、同年4月28日公布。	平成31年4月1日の施行に向けて対応方針の内容を実現するために必要な規定を整備する。
	-	【全国知事会】 手分け方式による検討を求める。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、手分け方式も言及した検討を求める。	○ 来年度に行う提案の中で権限移譲に係る中核市や中核市長会の意見開会を行うとのことだが、第1次にアラインメントでの検討の方向性を踏まえ、意見開会をはじめ今年度でできるものは速やかに進めるべきではないか。 ○ 意見開会等の結果を踏まえ、具体的な検討のスケジュール等について、明確に示していただきたい。	9月中旬に中核市に対して意見聴取(調査)を行うこととしており、その結果等を踏まえて検討を行う。	【(厚生労働省)】 (1) 児童福祉法(昭22法164) (1) 以下に掲げる事項(権限)については、中核市に移譲する。 ・指定障害児通所支援事業者の指定(1条の5の15第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業者の指定の公表(21条の5の19第1項) ・指定障害児通所支援事業者の施設及び運営に関する基準の制定等(21条の5の18第1項から3項) ・指定障害児通所支援事業等に対する報告、命令等(21条の5の22第1項及び2項) ・指定障害児通所支援事業等に対する報告、命令等(21条の5の23第1項) ・指定障害児通所支援事業者の指定等の公表(21条の5の24第1項) ・指定障害児通所支援事業等(全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る。以下同じ。)による業務管理体制の整備に関する届出の受理等(21条の5の25第1項及び2項) ・指定障害児通所支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告徴収等(21条の5の26第1項から4項) ・指定障害児通所支援事業等に対する業務管理体制の整備に関する報告、命令等(21条の5の27第1項から5項)	法律	平成31年4月1日 施行予定	第7次地方分権一括法を第19回通案審議会に提出(平成29年3月9日)、平成29年4月19日に成立、同年4月28日公布。	平成31年4月1日の施行に向けて対応方針の内容を実現するために必要な規定を整備する。
【甲府県】 その旨、監査系部局から事業者へ通知を行って頂きたい。	-	【全国知事会】 所管府省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分協議を行うべきである。 【全国市長会】 厚生労働省からの回答が「現行規定でも対応可能」という趣旨となっているが、事業関係について提案団体との間で十分協議を行うべきである。	分権協議法(政令)において、「その指指定官サービス等の事業に業のある場所(主として)に、その施設及び(主として)業務を移すその他の物件を移設させることができる」と規定されている。当該規定は、事業所以外の関係機関へも立入調査を認め、立入調査の可否については、個別の案件に応じて各自治体において文書提出命令(出発命令等)の手続きも併せて行った上で、必要性等を判断しながら適切に判断していただく必要があることから、こうした取り扱いについて、都道府県の職員を対象とした研修において周知することを検討する。	【(厚生労働省)】 (18) 分権協議法(政令123) (v) 指定障害サービス事業者等の事業に関する場所(施設等)への立入り及びその設備又は機材等その他の物件の移設について、個別の案件において必要性を判断し、報告等(18条、20条の2、20条、40条、110条、115条の7、115条の12、115条の22、115条の33及び115条45の7)の規定に基づいて、適切に判断して実施するよう、その取扱いについて地方公共団体に平成29年2月に周知する。	周知	平成29年12月	平成29年12月に地方公共団体に周知し、立ち入り等にあつた取扱いについて周知を行った。		





各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成28対応方針(平成18年第3回閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成28」として併記 ※平成29対応方針(平成18年第3回閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成29」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解						措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【補足資料】 長期療養が必要とする重篤な疾患にかかったこと等により、やむを得ず対象年齢内に定期予防接種が受けられなかった場合には、定期接種の機会を認めます。 定期接種を既に終了した方が、返還行為により免疫を失った場合についても、長期療養等と同様の考え方で接種機会が与えられるよう、検討していただきます。</p> <p>【見解】 今回の提案については、伝染のおそれがある疾患の発生及びまん延を予防するために、予防接種法に基づき必要な対応を講じている。長期療養等の特別な事項により、定期接種のワクチンの接種が必要となることが法令等の対象外と想定されるのであれば、制度改正について検討されたい。 現在、A類疾病の定期接種については、予防接種法施行令第1条の第1項に規定されており、各ワクチンの有効性をふまえ、多くの予防接種が実施されている。また、国の定期接種実施要領では、標準的な接種期間として、生後2月から定期接種が始まり、他のワクチン接種スケジュールとの重なりが生じていることから、多くの医療機関では臨時接種を実施している。 その中で、長期療養の特例等については、予防接種法施行規則第2条の3に規定されている特別の事情に該当する場合は、やむを得ず定期接種を受けることができたとワクチンに限り、対象者の範囲を拡大して接種することが認められている。しかし、生後2月から定期接種が始まり、乳幼児期にはほとんどの予防接種が終了するため、この時期に特別として認められなければ、従来の規定が適用されたいというほとんどの定期接種実施要領に規定されている状況が想定される。また、本件においても、国の定期接種実施要領に基づいて、標準的な接種期間に定期接種を受けるよう所長に通知しており、特別な事情により接種機会が与えられたいことと認めていることから認める必要と考へている。 このような状況をふまえ、再接種も特別措置の対象とする制度改正(20歳未満対象)を実施し、予防接種法に規定されるA類疾病の発生及びまん延を防止するための定期接種としていただくご提案申し上げる。</p>		<p>【全国市長会】 提案の支援事例について、提案団体との間で十分に確認を行ない、十分な検討を要する。</p>	<p>予防接種法に基づく予防接種は疾病の発生及びまん延の予防という目的を達成する上で、各感染症に罹患しやすい年齢等を踏まえ接種年齢や接種回数を法令で定めた上で実施しているが、免疫は接種機会を失い必ずしもつぎつぎと受け取ることができない場合の接種機会を予防接種法において認めているものではない。そのため、返還行為により免疫を失った場合に迅速対応することは予防接種法において想定していないものである。 なお、本件については現在実施している地方公共団体の担当者などを中心とした「予防接種促進委員会」において、内容について説明し、各自自治体との実践状況、意見交換の場を設けている。また、定期接種実施要領の取組に向けた取組を進める関係にかつた者等の定期接種の機会確保は、一度も定期接種の機会がなかった者に対する接種機会の確保のための特例であり、すでに定期接種をした者の状況とは異なるため、同列のものとして認めることはできない。</p>		<p>【厚生労働省】 (7) 予防接種法(第23条第6項) 予防接種の実施については、返還行為により免疫を失った場合の接種への支援を実施している地方公共団体に研修会等を通じて平成28年中に開始する。</p>	周知	平成28年9月8日、19日、27日、10月13日、13日、24日、31日の研修会において実施	これまでの措置(検討)状況	
<p>【手厚化】 基金全体の規模感を早期に提示する等、毎年度予算編成のスケジュールに配慮していただきたい。 【取組】 事業執行に資する支援が不可欠である。毎年度、不足の事態は考えられるので、前年度内に必要な手続きを終えておくなど、不足の事態があっても対応できる仕組みを作っていただきたい。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を要する。</p>	<p>本年度は熊本地域対応等によってスケジュールが後ろ倒しになっているが、年度当初より、速やかに内容ができておるため、その際、各都道府県におかれては、所長作業にご協力いただくことについて理解が深い。 また、基金全体の規模については、全国課長会議等の場を踏まえ、周知を図っているものがあるが、十分に周知されるよう対応していきたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (17) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成24年) 国が実施する事業については、国が実施する事業にかつた者等の定期接種の機会確保は、一度も定期接種の機会がなかった者に対する接種機会の確保のための特例であり、すでに定期接種をした者の状況とは異なるため、同列のものとして認めることはできない。</p>	<p>【厚生労働省】 (17) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成24年) 国が実施する事業については、国が実施する事業にかつた者等の定期接種の機会確保は、一度も定期接種の機会がなかった者に対する接種機会の確保のための特例であり、すでに定期接種をした者の状況とは異なるため、同列のものとして認めることはできない。</p>	実施中	平成28年度～平成29年度初編	都道府県と協力しながら、内容の早期実施のための所長に依頼を行っている。 また、都道府県が当該基金に積み増しするための国の予算(案)については、12月までに厚生労働ホームページに掲載し、3月上旬の全国介護保険・高齢者保健福祉推進課長会議において改めて都道府県に周知した。	
		<p>【全国知事会】 国はすべての都道府県の意向を踏まえ、手厚げ方式による検討を要する。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	<p>認知症施策等総合的支援事業における各事業の実施主体については、各事業の趣旨を考慮して実施主体を定めるものではない。若年認知症施策総合推進事業実施計画が実施主体となっているものは他の事業にも存在している。 若年性認知症施策総合推進事業については、命を度し難い認知症発症リスクを有する若年性認知症発症リスクを有する者に対する支援であり、これは認知症施策総合推進(若年性認知症)に基づき平成29年度末まで都道府県単位で設置していくこととされていることから、まずは都道府県単位で組織的に対応していただく必要はないと考へる。 ただ、指定都市については見解のとおり一定の人口・圏域を有していることから、本件については実施要望がある指定都市も実施主体に含めるよう検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (17) 若年性認知症施策総合推進事業実施計画 若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【厚生労働省】 (17) 若年性認知症施策総合推進事業実施計画 若年性認知症支援コーディネーター設置事業については、実施主体に指定都市を加えることについて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	通知	平成30年3月29日	平成30年3月29日付で「認知症施策等総合支援事業の実施について」(平成28年7月9日老健第009第0号若年性労働者健康局長通知)の一部改正し、若年性認知症支援コーディネーター設置事業の実施主体に指定都市を追加した。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係自治体	団体名	その他(特記事項)	<追加員団体系体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>	各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野											見解	補足資料
208	地方に対する規制緩和	医療・福祉	要介護・要支援認定期間の一層の弾力化	申請件数の増加に対応するため、要介護5及び要介護4で認定の者が見込まない申請者(要介護5及び要介護4で認定された申請者)の申請期間については、更新申請における更新の要の有効期間を、認定の状況に応じた規定が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。	高齢者数の増加に伴い、認定申請件数も増加しており、要介護者、認定要介護者、介護認定審査委員会及び保護者等の関係者の負担となっている。介護保険料及び介護費負担額において、要介護・要支援認定の有効期間は更新申請期間に比べて短縮されている。更新申請期間については、更新申請における更新の有効期間を、認定の状況に応じた規定が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。申請件数の増加に対応するため、要介護5及び要介護4で認定された申請者(要介護5及び要介護4で認定された申請者)の申請期間については、更新申請における更新の有効期間を、認定の状況に応じた規定が可能となるよう、上限を36か月に延長することを求める。	介護保険法施行規則38条、52条	厚生労働省	広島市	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、香川県、高松市、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長門県、大分県、熊本県、鹿児島県、沖縄県	要介護認定の有効期間については、平成27年4月より介護予防・日常生活支援総合事業を全都で実施している市町村において、更新申請時の要介護認定に係る有効期間を一律に原則1か月、上限2か月に延長したところであり、更新申請の有効期間の異なる結果については、その対応状況を見守りたい。	認定件数が増加することや考えられた特に関係者の負担軽減のため、症状の改善が見込まない要介護5及び要介護4に要介護4と認定された重度の要介護者について、さらに有効期間を延長するということも是非を考慮していただきたい。			
231	地方に対する規制緩和	医療・福祉	軽・重症療養病床の活用に向けた介護保険診療報酬適用対象の規制緩和	軽・重症療養病床が、遠隔医療診療ネットワーク上で介護保険診療報酬適用対象の確保が可能な規制緩和	【支障事例】療養病床が不足している一方で、その不足分を補うことが可能な遠隔医療や軽・重症療養病床等の活用が期待されている。療養病床の活用については、一定の勤務時間を確保することが困難な医師や看護師等の確保が課題となっており、軽・重症療養病床が活用可能な体制を整えることが必要である。療養病床が不足している一方で、その不足分を補うことが可能な遠隔医療や軽・重症療養病床等の活用が期待されている。療養病床の活用については、一定の勤務時間を確保することが困難な医師や看護師等の確保が課題となっており、軽・重症療養病床が活用可能な体制を整えることが必要である。療養病床が不足している一方で、その不足分を補うことが可能な遠隔医療や軽・重症療養病床等の活用が期待されている。療養病床の活用については、一定の勤務時間を確保することが困難な医師や看護師等の確保が課題となっており、軽・重症療養病床が活用可能な体制を整えることが必要である。	介護保険法第76条第2項	厚生労働省	滋賀県、兵庫県、山形県、徳島県	別紙あり	--	--	○2024年度診療報酬については、診療に係る責任を明確化する観点から、当該軽・重症療養病床に入院する療養患者の診療報酬が、当該療養病床に入院して療養患者が行った場合と、当該療養病床に入院して療養患者が行った場合とを区別して算定することとし、療養患者の診療報酬が異なることとなる。療養患者の診療報酬が異なることとなる。療養患者の診療報酬が異なることとなる。療養患者の診療報酬が異なることとなる。	○2024年度診療報酬については、診療に係る責任を明確化する観点から、当該軽・重症療養病床に入院する療養患者の診療報酬が、当該療養病床に入院して療養患者が行った場合と、当該療養病床に入院して療養患者が行った場合とを区別して算定することとし、療養患者の診療報酬が異なることとなる。療養患者の診療報酬が異なることとなる。療養患者の診療報酬が異なることとなる。療養患者の診療報酬が異なることとなる。	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29対応方針(平成2912月閣議決定)に記載があるものは当該資料を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成3012月閣議決定)に記載があるものは当該資料を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成3112月閣議決定)に記載があるものは当該資料を<平成31>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【新市区】 制度改正により更新申請の有効期間が延長されたが、今回、求めている対象となる重要(要介護4-5)の確保が難しく、今後の状況に変化が見込まない旨が多岐の観点からの高率で、関係者への認定調査及び主治医重要の作成等に大きな負担が生じているため、負担軽減の配慮を求める。</p> <p>【経過】 介護認定の有効期間は、期間満了後も引き続き要介護状態と見込まれる場合は、「更新申請」を繰り返す必要があり、利用者や家族の大きな負担であるとともに、行政の事務負担が増える原因にもなっています。そこで、負担軽減のため、申請区分ごとに定められている設定可能な有効期間の範囲の異なる延長が必要と考えられています。</p> <p>【基本】 団塊の世代が70歳到達する2025年には爆発的な認定申請件数となることが想定されるため、その増大に伴い、異なる認定有効期間の延長を検討したい。</p> <p>【字和活用】 総合事業の導入を理由とする回答は提案の主旨に沿っていないのではないか。 例えば、要介護まで4ヵ月間の認定を受けている方が、そのような状態に至った理由を医学的見地の観点から理由付けし、これを基に認定期間の弾力化を認めるべきかどうかを検討すべきであると考えられている。</p>	<p>【全国知事会】 要介護・要介護認定については、有効期間の延長及び判断基準の簡素化を検討するべきである。</p> <p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			<p>要介護認定に係る業務負担の軽減については、平成28年9月7日の社会保障審議会介護保険部会において、厚生労働省より「更新申請の有効期間の異なる延長」及び「状態安定者に係る二次判定の簡素化」を提案したところである。 今後、当該会の議論等を踏まえ、検討してまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (18)介護保険法(第9条123) (19)介護認定に係る要介護認定有効期間(28条)及び要介護認定有効期間(32条)については、認定事務の効率化の観点により事務職員等の負担軽減を図るため、省令を改正し、上欄を現行の24ヵ月から36ヵ月に延長する。</p>	省令の改正		<p>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)を改正し、要介護認定有効期間及び要介護認定有効期間の上欄を24ヵ月から36ヵ月に延長した。</p>	
	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		<p>テレヘルスについて、療科の分野は看護医療機関の連携を推進する観点から診療報酬の対象とする観点から、見直しの必要性も高く、平成30年度診療報酬改定に向け、平成28年度秋以降検討し、中間値において議論して参りたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (11)診療報酬法(大11法70) (12)診療報酬法(大11法70) (13)診療報酬法(大11法70) (14)診療報酬法(大11法70) (15)診療報酬法(大11法70) (16)診療報酬法(大11法70) (17)診療報酬法(大11法70) (18)診療報酬法(大11法70) (19)診療報酬法(大11法70) (20)診療報酬法(大11法70) (21)診療報酬法(大11法70) (22)診療報酬法(大11法70) (23)診療報酬法(大11法70) (24)診療報酬法(大11法70) (25)診療報酬法(大11法70) (26)診療報酬法(大11法70) (27)診療報酬法(大11法70) (28)診療報酬法(大11法70) (29)診療報酬法(大11法70) (30)診療報酬法(大11法70) (31)診療報酬法(大11法70) (32)診療報酬法(大11法70) (33)診療報酬法(大11法70) (34)診療報酬法(大11法70) (35)診療報酬法(大11法70) (36)診療報酬法(大11法70) (37)診療報酬法(大11法70) (38)診療報酬法(大11法70) (39)診療報酬法(大11法70) (40)診療報酬法(大11法70) (41)診療報酬法(大11法70) (42)診療報酬法(大11法70) (43)診療報酬法(大11法70) (44)診療報酬法(大11法70) (45)診療報酬法(大11法70) (46)診療報酬法(大11法70) (47)診療報酬法(大11法70) (48)診療報酬法(大11法70) (49)診療報酬法(大11法70) (50)診療報酬法(大11法70) (51)診療報酬法(大11法70) (52)診療報酬法(大11法70) (53)診療報酬法(大11法70) (54)診療報酬法(大11法70) (55)診療報酬法(大11法70) (56)診療報酬法(大11法70) (57)診療報酬法(大11法70) (58)診療報酬法(大11法70) (59)診療報酬法(大11法70) (60)診療報酬法(大11法70) (61)診療報酬法(大11法70) (62)診療報酬法(大11法70) (63)診療報酬法(大11法70) (64)診療報酬法(大11法70) (65)診療報酬法(大11法70) (66)診療報酬法(大11法70) (67)診療報酬法(大11法70) (68)診療報酬法(大11法70) (69)診療報酬法(大11法70) (70)診療報酬法(大11法70) (71)診療報酬法(大11法70) (72)診療報酬法(大11法70) (73)診療報酬法(大11法70) (74)診療報酬法(大11法70) (75)診療報酬法(大11法70) (76)診療報酬法(大11法70) (77)診療報酬法(大11法70) (78)診療報酬法(大11法70) (79)診療報酬法(大11法70) (80)診療報酬法(大11法70) (81)診療報酬法(大11法70) (82)診療報酬法(大11法70) (83)診療報酬法(大11法70) (84)診療報酬法(大11法70) (85)診療報酬法(大11法70) (86)診療報酬法(大11法70) (87)診療報酬法(大11法70) (88)診療報酬法(大11法70) (89)診療報酬法(大11法70) (90)診療報酬法(大11法70) (91)診療報酬法(大11法70) (92)診療報酬法(大11法70) (93)診療報酬法(大11法70) (94)診療報酬法(大11法70) (95)診療報酬法(大11法70) (96)診療報酬法(大11法70) (97)診療報酬法(大11法70) (98)診療報酬法(大11法70) (99)診療報酬法(大11法70) (100)診療報酬法(大11法70)</p>	告示・通知	平成30年4月1日施行	<p>テレヘルスの活用については、中央社会保険医療協議会における議論を踏まえ平成30年度診療報酬改定において、デジタル診療報酬のみを用いて診療報酬を行う場合にも、医療従事者と患者間の連携が確保されることにより、医療従事者等に勤務する医師が70歳を超過して自宅等で診療し、院内での診療に準じて診療報酬を算定できるようにした。</p> <p>なお、医療従事者に所属しない個人の介護施設との連携による在宅診療については、中央社会保険医療協議会において、 - 在宅診療の質の確保、 - 診療報酬に係る責任の所在、 - 適正な報酬診療の確保 という点で議論があり、不適切とされた。</p>		

管理番号	提案区分 区分	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	組織法等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から求めた支援事例(主なもの)＞		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
										団体名	支援事例		見解	補足資料
265	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的教育事業等における食事提供の特別に資する個人施設	家庭的教育事業等の食事の提供に特別について、個人施設の特別に資する個人施設	外部輸入先の制限を緩和することにより、感染症の発生の安全性等が一定程度担保されていると認められる民間事業者の参入を促し、事業者の職人等のノウハウを逸漏り防止し、事業者の労働力確保の促進を図ることに資する。また、事業者の労働力確保の促進を図ることに資する。また、事業者の労働力確保の促進を図ることに資する。	家庭的教育事業等の食事の提供に特別について、個人施設の特別に資する個人施設	内閣府、厚生労働省	特別区委員会		いわか市、神奈川県、高知県	○調理室の1台程度で、空き定数を活用し小規模保育施設として学校法人があるが、当該施設と隣接している関係から、外部からの参入が制限されている。また、調理室の増設及び食器洗浄機等の導入は、調理室自体を兼用する必要があるため、当該施設を増設することが難しいとされている。また、調理室を増設するに当たっては、調理室の増設に関する規制が厳格化しているため、調理室を増設することが難しいとされている。また、調理室を増設するに当たっては、調理室の増設に関する規制が厳格化しているため、調理室を増設することが難しいとされている。	○子どもが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくために、また、子どもの健康支援のために「食」は大変重要であり、見守り期間における食生活の重要性を認識し、調理室の増設及び食器洗浄機等の導入を促進することが重要である。調理室を増設するためには、調理室の増設に関する規制が厳格化しているため、調理室を増設することが難しいとされている。また、調理室を増設するに当たっては、調理室の増設に関する規制が厳格化しているため、調理室を増設することが難しいとされている。		
267	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設	がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設	がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設	がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設	厚生労働省	広島県、中国地方知事会、高知県		広島市	○本市では、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設に関する規制が厳格化しているため、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設を行うことが難しいとされている。また、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設を行うためには、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設に関する規制が厳格化しているため、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設を行うことが難しいとされている。	がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設に関する規制が厳格化しているため、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設を行うことが難しいとされている。また、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設を行うためには、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設に関する規制が厳格化しているため、がん診療連携拠点施設等に対する外実施設併設を行うことが難しいとされている。		
184	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定	小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定	小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定	小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定	厚生労働省	兵庫県、道県、山形県、高知県		名古屋市	○小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定に関する規制が厳格化しているため、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定を行うことが難しいとされている。また、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定を行うためには、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定に関する規制が厳格化しているため、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定を行うことが難しいとされている。	小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定に関する規制が厳格化しているため、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定を行うことが難しいとされている。また、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定を行うためには、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定に関する規制が厳格化しているため、小規模多機能型居宅介護サービス事業者の認定を行うことが難しいとされている。		





各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同調査団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29対応方針(平成12月23日閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記 ※平成29対応方針(平成12月23日閣議決定)に記載があるものは当該数値を<平成29>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況
<p>【八府県】 生活保護法の性質上、被保護者の保護食品については、法第56条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであり、地方的裁量に委ねるべきではないと、並が慎重な対応を要しています。 しかし、生活保護行政運営上の現実的課題を受けた法第78条の創設は、「職収金の現実な徴収を促す観点から、差押禁止規定(法第56条)の例外となす、本人の申出による本人の同意があるものであるため、差押禁止規定との関係で問題にはなりません。また、保護費との相殺に相当する、不正支給徴収金の徴収方法の特例であり、法的には、差押禁止規定(法第56条)と矛盾するということはない」と説明されていますが、まず、「地方的裁量」に留意した対応が求められておられます。 法第61条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出た生活保護費の全額に相当する」とし、保護費から差し引く金額についても、保護の実施期間が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断された範囲内にとどめ、心身の要する期間にすれば、次回給付のメニューの一つとして対応を考慮します。 法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されることを期しています。平成29年度の次期生活保護制移行の方向性の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくようお願いいたします。</p> <p>【長崎県】 口振調整については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事情で残高口座を持たない被保護者が存在すること及び口座振替料における残高不足による振替不能ケースが生じる可能性を考慮したことから、被保護者世帯や被保護者の生活状況等直したうえで、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、本人の任意性等に資する方法として、口座振替の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として運用できる方が、徴収態勢の改善、徴収負担の軽減化などにより保護費の削減に資することとし、口振調整増加への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行ってほしい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の現実の課題に向けて、十分に検討すること。なお、検討に当たっては、生活保護費が、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し、最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。</p> <p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2017(平成27年6月30日閣議決定)」及び「経済・財政両面再計画改革工程表(平成27年12月24日経済財政諮問会議)」において、平成29年度の次期生活保護法改正の検討に当たっては、生活保護制度全般について、関係閣僚等において検討し、検討の範囲に基づいて必要な措置を講ずる(法改正を要するものに限る平成30年通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、その中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施が今後の検討のステップを定めていただきたい。 ○ 口振調整は、援助に保護費が全額引き込まれるという課題があり、保護回収手段として活用できることを見据え、国庫より可能な国庫金が支払うこととする必要はある。国庫金については地方自治法等の規定に基づき特例等の手段による保護回収はほぼ見込めないため、国庫金債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。 ○ 「生活保護法第63条の費用返還義務」と、地方公共団体による事務委託上の原価など保護費者に負がいないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の持病事由の有無により、保護額の削減に当たって一定の配慮を要することだが、本提案の実現でもでない。 ○ 返還金の徴収となる保護の実施期間は保護の決定権も持っているため、被保護者の生活保護費削減の目的に資する申出の任意性に留意が払うることであるが、被保護者の申出の任意性を確保する手段を検討していただくことで、本提案を実現できるのではないかと。</p>	<p>生活保護法第63条の費用返還義務に基づき発生する債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第78条の2における不正支給による不正支給と保護費との調整等と同様に、憲法第25条の理念に基づき最低限度の生活を保障する観点から生活保護制度の趣旨に反しない限り十分考慮を要する必要があると認識している。また、平成29年度通常国会への法案提出を含む)とされているため、本提案についても、その中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施が今後の検討のステップを定めていただきたい。 ○ 口振調整は、援助に保護費が全額引き込まれるという課題があり、保護回収手段として活用できることを見据え、国庫より可能な国庫金が支払うこととする必要はある。国庫金については地方自治法等の規定に基づき特例等の手段による保護回収はほぼ見込めないため、国庫金債権回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図っていただきたい。 ○ 「生活保護法第63条の費用返還義務」と、地方公共団体による事務委託上の原価など保護費者に負がいないものが含まれる」とのことであるが、被保護者の持病事由の有無により、保護額の削減に当たって一定の配慮を要することだが、本提案の実現でもでない。 ○ 返還金の徴収となる保護の実施期間は保護の決定権も持っているため、被保護者の生活保護費削減の目的に資する申出の任意性に留意が払うることであるが、被保護者の申出の任意性を確保する手段を検討していただくことで、本提案を実現できるのではないかと。</p>	<p>&lt;平成29&gt; 6【厚生労働省】 ①生活保護法(第25条144) ②生活保護法(第63条)に基づき発生する債権については、費用等の徴収(78条)に基づき発生する債権についての78条の2による被保護者の申出に基づき(保護費からの徴収と同様にあらかじめ保護費と調整すること)について、地方公共団体からの意見を踏まえ、生活保護法の一部を改正する法律(平成29年法律第104号)附則2第2条に基づき同法施行後5年を目途として行われる生活保護制度の見直しの中で検討していただくことである。平成29年度中に閣議を再行し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;平成29&gt; 6【厚生労働省】 ①生活保護法(第25条144) ②費用返還義務(63条)に基づき発生する債権については、被保護者の申出に基づきあらかじめ保護費と調整することとを可能とすることについて検討し、平成29年度中に閣議を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>平成30年10月1日施行(予定)</p> <p>第196回通常国会において、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度の一体的見直しのための「生活困窮者等の生活支援に関する法律(改正生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案)」が成立。平成30年10月1日施行。</p>				



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	趣意伝達等	制度の所管・関係自治体	団体名	その他 (特記事項)	<追加共済課長団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた課長団体からの見解	
	区分	分野									見解	補足資料			
204	B	地方に対する情 報提供	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化	生活費の返還の 徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

生活費の返還の徴収方法の弾力化

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同調査団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣意内容 ※平成29対応方針(平成12月23日閣議決定)に記載があるものは当該資料を<平成29>として併記 ※平成29対応方針(平成12月23日閣議決定)に記載があるものは当該資料を<平成29>として併記		対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料				措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
<p>【八府県】生活保護法の特例上、被保護者の保護食品については、法第56条の差押禁止規定によるべく、これは絶対的なものであり、地方的裁量を許さないもので、追加で規定されています。しかし、生活保護行政運営上の現実的課題を受けた法第78条の創設は、「職収入の現実的な徴収を促す観点から、染付借入金禁止(法第68条)の例外となすなど、本人の申出による(本人の同意がある)ものであるため、差別性差押との関係で問題にはなりません。また、保護費との関係に照らせば、不正支給徴収金の徴収方法の特例であり、法律的には、差押禁止規定(法第59条)と矛盾するということはない」と説明されていますが、事実上、「地方的裁量」に課税課金と区別されています。</p> <p>法第68条による返還金債権をあらかじめ保護費と調整することについては、慎重な検討を要するとは考えますが、「自ら申し出た生活保護費の全額に相当する」とし、保護費を差し引く金額についても、保護費の実給額が最低生活の保障に支障がないと個別具体的に判断された範囲内にとどめ、心身や学業が困難にすれば、次期独立のメニューの一つとして対応を考案する。</p> <p>法改正については、基準部会とは別の検討の場が開始されるも、平成29年度の次期生活保護制のあり方等の見直しに当たっては、十分な時間的余裕をもって地方と協議し、地方の意見を十分に踏まえていただくよう願います。</p> <p>【長崎県】口産糧自給については、被保護者の負担軽減の観点からも有効であると判断されるが、何らかの事柄で残存口産糧を持たない被保護者が存在すること及び口産糧増産における残高不足等による振替不能ケースが生じる可能性も考えられることから、保護費生支費目録帳簿等の生活状況申請書に於いて、本人からの申出又は同意があった場合に限定する等の条件の下、個人の利益性等に依存する方法として、口産糧の方法と併せて、保護費との調整による徴収方法も一つの選択肢として適用できる方が、徴収業務の負担、徴収対象者の負担をさらに軽減する効果も期待できるとし、口産糧増進への効果も期待されることから、当該意見も踏まえて今後検討を行うべき。</p>									
		<p>【全国市長会】提案団体の現実の要望に向けて、十分に検討すること。なお、検討に当たっては、生活保護制度が、憲法第25条の理念に基づき、国民に対し、最低限度の生活を保障する制度であることに留意すること。</p>	<p>○ 「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成27年6月30日閣議決定)及び「経済・財政両面両年計改革工程表」(平成27年12月24日経済財政諮問会議)において、平成29年度の次期生活保護法改正の取組に当たっては、生活保護制度全般について、関係閣僚会議等において検討し、検討の集約に基いて必要な措置を講ずる(法改正を要するものも含む平成30年度法律案への提案提出を含む)とされている。本提案についても、その中で実現に向けて検討していただきたい。また、事前調査の実施が今後の検討がポイントであると考えている。</p> <p>○ 口産糧自給は、援助的に保護費が全額引き出されしまう等の課題があり、負担回収手段として検討が可能なものである。また、申請し可能な当事者が少ないと見られる被保護者については地方自治体等の対応に基づき特例手続による負担回収はほぼ見込めない。確率化負担回収手段を確保する必要があるとの前提で、本提案の実現を図りたい。</p> <p>○ 「生活保護法第68条の保護費非返還規定と、地方公共団体による事務委託上の障害など被保護者に及ぼす影響があること」として、保護費の非返還事由の再考により、負担額の削減に当たっては一律の削減することなく、本提案を実現できること。</p> <p>○ 返還金の債権となる保護費の返還期間は保護費の決定権も持っているため、被保護者の生活保護費非返還の可否に関する申出の任意性に配慮が求められることであるが、被保護者の申出の任意性を確保する手段を検討していただくことで、本提案を実現できるのではないかと。</p>	<p>生活保護法第68条の費用返還義務に基づき発生する債権をあらかじめ保護費と調整することについては、法第78条の2における不正支給による保護費と保護費との調整規定と同様に、憲法第25条の理念に基づき最低限度の生活を保障する目的で生活保護制度の趣旨に反しない限り認められなければならないとの観点から、現時点での調査結果に基づき、地方公共団体の意見の聴取等を経た上で、生活保護法の一部を改正する法律(平成29年法律第104号)附則第2条に基づき同日施行後5年を目途に行われる生活保護制度の見直しの中で実施していただく必要があると考える。今後進捗を踏まえ、必要な措置を講ずる。制度見直しに向けた議論を開始する予定である。</p>					







各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29年対応方針(平成29年12月23日閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平成29>として併記 ※平成30年対応方針(平成30年12月23日閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平成30>として併記 ※令和元年対応方針(令和元年12月23日閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<令和>として併記	対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。 ○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。 例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると思われる。 これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。 また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。 従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけでなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (23)子ども・子育て支援法(平24法65) (ii)子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府)</p>	<p>省令 子ども・子育て支援 令和元年12月10日 子ども・子育て会議において 【省令】 平成29年3月31日交付 4月1日施行 令和元年12月10日 子ども・子育て会議において 子ども・子育て会議において 子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を取りまとめ、その中で、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間と併せた場合に保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されていることから、今回の見直しにおいては、現行の制度を維持することとした。 なお、区分の在り方については、幼児教育・保育の無償化の状況等を注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえて、引き続き検討を行うこととしている。</p>		



各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣意内容 ※平成29対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該趣意を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該趣意を<平成30>として併記 ※令和元対応方針(令和12月閣議決定)に記載があるものは当該趣意を<令和元>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>○保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用度が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。 ○また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。 例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると考えられる。 これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。 また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。 従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけではなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (23) 子ども・子育て支援法(平24法65) (ⅰ) 子どものための教育・保育給付の認定を行ったときの支給認定証の交付(20条4項)については、平成28年度中に府令を改正し、申請があった場合のみ支給認定証を交付することを可能とする。 (関係府省:内閣府及び文部科学省) (ⅱ) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所定の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)</p>	<p>省令 平成29年3月31日交付 4月1日施行</p>	<p>【省令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)を3月31日に公布、4月1日から施行。</p>		
					<p>子ども・子育て支援法において検討を実施</p>	<p>令和元年12月10日 子ども・子育て支援法において検討を実施</p>	<p>子ども・子育て支援法において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行い、令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ、その中で、認定等に係る市町村の事務負担の軽減が期待される一方で、保育標準時間・短時間の場合に保育の長時間化につながるなどの懸念が指摘されていることから、今回の見直しにおいては、現行の制度を維持することとした。 なお、区分の在り方については、幼児教育・保育の無償化の状況等を注視しながら、多様な働き方への対応や公費負担への影響等も踏まえつつ、引き続き検討を行うこととしている。</p>		



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	関連法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									見解	補足資料		
280	地方に対する規制緩和	医療・福祉	子ども・子育て支援新制度における保育短時間認定の廃止について	認定子ども園入園児童の保護者の保育必要時間等に応じて、市町村が定める保育短時間認定の廃止について	子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間に比べ保育時間が3時間短い。保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村に対しても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しく、運営法人の中には認定子ども園を返上したいという声すらある。	保育の必要量に係る事務を改善することで、法人、市町村の事務負担が軽減され、特にこの事務の集積を理由として幼稚園から認定子ども園に移行しない園の移行促進を図ることができ、待機児童対策としても有効と考える。また、現在、短時間認定を受け、想定外の時間外勤務が生じた際は保育料とは別に延長保育料の負担をしている保護者の視点からは、短時間認定が廃止されることで、経済的な負担感や標準時間認定との不公平感が解消される。	子ども・子育て支援法第20条第3項	内閣府、厚生労働省	筑前市	—	秋田県、郡山市、多摩市、茨城県、瑞穂市、浜松市、静岡市、豊田市、八尾市、宇和島市、福岡市、八女市、筑紫野市、大分市、石狩市	<p>＜追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)＞</p> <p>支障事例</p> <p>○保育必要量の認定区分(保育標準時間と保育短時間)の変更に伴い、施設利用時間・利用者負担額・給付費、延長保育の取扱い等も変更となることから、自治体担当者・施設職員の事務負担がかなり大きくなるなどとなっている。また、変更申請に係る保護者負担も増大しているのが現状である。認定区分による利用者負担額の差は僅かであり、短時間認定を受け、就労の関係で突発的に延長保育を利用せざるを得ない場合などにおいては、標準時間認定と同時の経済的負担を負うことも想定され、制度上の不公平感を感じる保護者もいる。認定区分を廃止することにより、事務負担の軽減及び不公平感の解消を図ることができる。</p> <p>○保護者の就労時間等が変化することは顕著であり、その都度支給認定の変更や保育料の変更手続きが必要となっている。また、保育短時間認定の場合であっても、勤務時間によっては保育標準時間認定となるなど、その区分は明確ではない。待機児童解消の取り組みとともに、保育所等への入所児童数は年々増加する中、保護者の就労状況の把握を含め、支給認定の変更やそれに伴う保育料や給付費の変更にかかる事務は膨大なものとなっている。</p> <p>○支給認定に係る事務により、事業者の増、保護者への負担増(手続き・費用等)となっているため、必要性を認める。</p> <p>○地域における課題【保育標準時間と保育短時間の利用者負担額の差異がほとんどないため、11時間の範囲で利用できる権利を得ようと、就労時間を延ばす保護者が増加した。短時間認定と標準時間認定を統合することで、必要な保育士の見通しが立てやすくなり、職員確保にも迅速に取り組めるようになる。</p> <p>○子ども・子育て支援支度制度における保育必要量区分(保育標準時間/短時間)においては、利用者負担額はほとんど変わらないにもかかわらず、保育標準時間認定と比較し保育短時間の保育時間的短時間短など、保護者にとってのメリットが少ない。事業者においても、支給認定の変更毎に認定内容(標準時間/短時間)の状況把握に努めなければならず、事務負担増との声を多くの施設よりあげられている。保育の必要量において、標準時間と短時間を統合(もしくは短時間の廃止)することにより、保護者・事業者・自治体の負担軽減に繋がると、ひいては施設経営の安定化にも繋がるものとする。</p> <p>○保育標準時間・短時間の変更に伴い、保護者においては書類作成、提出及び支給認定証の返還等、施設においては保育時間の管理、保育料の変更、施設型給付費での算定等で負担が大きくなっている。また、市における認定変更に係る事務量は膨大となっているため、本来、入所にかかる相談や情報提供の充実、待機児童の解消方策の検討へ資すべき労力を認定変更にかかる事務に取られている状況がある。</p> <p>○子ども・子育て支援新制度における保育短時間は、保育標準時間と比べて保育時間が3時間短い。保護者が負担する保育料はほとんど変わらないなど、保護者にとってメリットがない。また、法人・市町村に対しても支給認定の変更事務が非常に重い負担となっているなど、制度にメリットが乏しい。</p> <p>○保育の必要性の事由によって、当該支給認定保護者が必要とする、保育の必要量が異なることから、保育標準時間認定及び保育短時間認定の区分については必要であると考えている。しかし、「就労」の場合における保育短時間認定については、月の就労時間が120時間未満の場合であっても、1日の勤務時間が保育短時間の利用時間に対応できない場合には市町村判断により標準時間認定とすることができることなどから、保育の必要性の事由が「就労」に限り、標準時間認定に統一することについては賛成である。</p> <p>○保育標準時間と保育短時間の利用者負担額にはほとんど差がなく、保護者にとってメリットが少ない。子育て世帯では保育を必要とする理由の変動が多く、これに伴い保育必要量も変更となる。事業者では、利用者負担額の徴収や施設型給付費等の請求のために変更の都度状況把握する必要がある。結果的に施設型給付費等の請求が増えるなど不利益が生じている。当市では、保育認定の支給認定とも約1,400人に対し、平成27年度の保育必要量の変更に係る処理件数が延べ約320件に上っており、事務負担が大きい。また、保育必要量の認定は自治体の判断によるため、広域利用の場合には保護者の居住地の市町村と施設所在地の市町村で調整を取る必要があり、事務が煩雑となっている。保育標準時間と保育短時間を統合することにより、保護者、事業者、自治体の事務負担を軽減することができ、特に事業者においては、事務負担の軽減が保育の質の向上につながることも、施設型給付費等の変動が少なくなることにより安定的な経営計画を立てやすくなることと見込まれる。</p> <p>○保育の必要量区分(標準時間・短時間)が生じたことにより保護者への確認、変更等事務負担が増えている。短時間認定の新たな設定が増えたが、ほとんど標準時間認定であるため、短時間認定を廃止したい。</p> <p>○提案者と同様の支障者。石狩市では、短時間認定であっても、標準時間の範囲内であれば月額保育料に差がでないように対応を行っている。廃止されればこの対応の事務負担等も解消され、保護者の不要な混乱もなくなる。</p> <p>○当市は、単一の保育料表を用いているため、認定区分や標準・短時間に関わらず、保育時間が同じであれば同じ保育料である。そのため、保護者にとっては、標準・短時間の別はあまり意味がない。市が園庫補助金の申請等に用いるのみであるため、標準・短時間が統一されれば、事務の簡素化が図られる。</p>	<p>子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する「保育の必要量」については、保護者がその就労の実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で保育サービスを利用できるようにするため、「保育標準時間認定」と「保育短時間認定」の区分を設けている。</p> <p>○これにより、フルタイムやパートタイムなど保護者の就労の実態に即した形で保育サービスの利用を選択することができる仕組みとなっている。</p> <p>○提案のとおり上記区分を統一することは、保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものである。また、子育ての一義的責任は保護者が有するものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できること、という子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するものであり、対応は困難である。</p>	<p>○保護者の就労の実態については、フルタイムやパートタイムなど様々であり、また、就労時間帯も早朝や日中、夜間など多岐にわたっている。「保育短時間認定」の8時間の時間帯設定は、市町村が行うこととされており、本市では午前9時から午後5時までとしている。例えば就労時間帯が午前8時から午前12時までの4時間の場合は「保育標準時間認定」となり、就労時間帯が午前10時から午後4時までの6時間の場合は「保育短時間認定」となり、保育の利用時間数と認定区分が逆転し、逆転することで保護者間の不公平感が生じる。</p> <p>また、保育料の認定についても、市区間で3時間の差があるものの保育料月額に、ほぼ差がないことも保護者の不公平感を増長している。</p> <p>○回答の内容は、「上記区分を統一することは保護者にとって保育サービス利用に当たっての選択肢の幅を狭めるものであり、保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすること、という子ども・子育て支援新制度の根本理念に反するものであり、対応は困難」との内容であるが、子ども・子育て支援新制度実施後の実態が当該制度の根本理念から大幅に乖離していることから、実態に即して制度を再構築する必要があると考える。</p>

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29年対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「平成29」として併記 ※平成29年対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「平成29」として併記	対応方針の措置(検討)状況		
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。</p>	<p>〇保育の実施に当たっては保護者がその就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できること、という子ども・子育て支援新制度の理念に反することであるが、制度創設時の想定と比べて、短時間の利用率が極めて低い状況にあり、保護者、事業者の負担が大幅に増大しているのではないか。 このように理念と実態が乖離していることから、詳細な実態調査を踏まえ、保育必要量の区分について見直すべきではないか。 〇また、保育必要量の区分の見直しは、事務負担の軽減の観点と併せて、地域の実態に応じた保育サービスを可能とするものである。 例えば、待機児童が多い市町村では、保護者の就労状況に応じて、児童一人当たりの真に必要な保育量を正確に把握することができ、保育の供給量を調整することで、効率的な保育士の配置や更なる児童の受け入れを図れるようになると思われる。 これは、現行の保育制度の下でもポイント制により入所の判定を行っている実態に鑑みれば、必ずしも市町村にとって新たな負担となるものではないと考えられる。 また、児童の受け入れに余裕のある市町村では、現行の保育標準時間に合わせた保育内容を構成することで、保育の質の向上や延長保育の事務負担の軽減を図れるようになる。 従って、必ずしも事務負担の軽減のための区分の廃止という観点だけでなく、地域の実情に応じた子育て環境の向上という観点からも、保育サービスの提供に関する市町村の裁量を拡大させるべきではないか。</p>	<p>保育必要量(保育標準時間・保育短時間)の区分の在り方については、支給認定証の在り方と併せて、地方分権改革推進室と共同で実態調査を行うこととしており、当該調査の結果を踏まえ対応を検討してまいりたい。</p>	<p>6【厚生労働省】 (23) 子ども・子育て支援法(平24法65) (ii) 子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省:内閣府)</p>	<p>省令 平成29年3月31日交付 4月1日施行 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日</p>	<p>【省令】 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成29年内閣府令第18号)を3月31日に公布、4月1日から施行。 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日に公布、4月1日から施行。 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日に公布、4月1日から施行。 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日に公布、4月1日から施行。 子ども・子育て支援法(平29年法律第18号)を3月31日10日に公布、4月1日から施行。</p>	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から承された支障事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料	
	178	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和	【現状】 都市部においては、まとまった整備用地の確保は難しい中、園庭や保育室の基準を十分に確保し、園を整備するために、3階建て施設の検討も必要になってくる。しかし、基準の厳格化により、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として3歳未満の園児の保育に供するものでなければならぬとされている。 【支障事例】 ①利便性の高い駅前ビルにおいて、4階の空きスペースに認定こども園を設置しようとしても、3歳以上の園児のための保育室を設けることができない。 ②本県のある市では、小学校跡地を利用して認定こども園の設置を検討しているが、保育室の設置が3階以上に認められるのは3歳未満の子供達だけであり、施設設計に苦慮している。そもそも、3階以上に保育室等を設置する際には、乳幼児の転落防止する設備の設置や耐火構造の屋外避難路等の設備が必要なこと。また、災害や自然災害、予想しない事故等が発生した際、3歳以上の園児は自力で移動できることから職員配置基準※を踏まえても、3歳で区分する明確な理由はないと考える。※乳児2.1、1.2歳児61、3歳児201 また、職員等の中にも、3歳未満児の保育室を2階以上に設置することに大きな抵抗があるとの声がある。	3階建ての建物はあまり好ましくないと考えるが、都市部で整備用地が少ない都市部においては、3歳児以上の園児の保育室を3階に設置することによって、施設整備が促進される。	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	兵庫県、川西市、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、堺市、関西広域連合					各府県からの第1次回答	各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門委員会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29年度方針(平成29年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成29」として併記 ※平成30年度方針(平成30年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を「平成30」として併記 ※令和元年度方針(令和元年12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を「令和」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
		<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。</p>	<p>&lt;総論&gt; ○教育的観点から基準の緩和は困難であるとのことだが、現行の園庭基準や保育室の設置階基準でしか維持できない教育的観点とは何か、具体的に明示していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設としての性格を持つ一方で、あくまで「単一の施設」である。現行の基準のような幼稚園と保育所の高い基準の足し合わせではなく、教育と保育を同時に行う総合的な施設としての幼保連携型認定こども園の基準のあり方を再検討し、その中で、園庭の位置・面積の基準や、保育室等の設置階の基準のあり方についても、見直す必要があるのではないか。 &lt;保育士の設置階について&gt; ○教育的な観点を重視するという理由で現行基準の規定を維持することで、基準を満たさない認可外施設等で教育・保育を受けざるを得ない層を生んでいるとすれば、行政サービスの提供のあり方として、総合的に見ると問題ではないか。 ○職員配置基準は、0歳児3人に対して職員1人、満1・2歳児の幼児6人に対して職員1人となっており、3階以上に満3歳児未満に供する保育室を設けた場合、自立した避難が不可能な乳幼児を職員が抱きかかえて避難することは大変困難であり、3歳児以上の避難と比較して安全とは言い切れないと考えられるが、この場合の乳幼児の避難誘導についてどのように想定しているか、御説明いただきたい。 ○満3歳児以上に供する保育室等を3階に設置する場合と2階に設置する場合とで、教育上どのように異なるのか、提案に即して具体的に明示していただきたい。 ○児童の避難や屋外移動の支障とならないような施設要件の具体化や、ソフト対策等の措置を取れば、満3歳児以上に供する保育室等を3階以上に設置することは可能ではないか。 ○例えば、ある自治体の公立幼稚園は、昭和30年代から昭和50年代までの乳幼児の増加に対応して階次設置されており、現在の9園の築年数の平均は、42年が経過している。このような老朽施設において2階に保育室等を設置している場合と比較すると、新築施設で3階に保育室等を設置する場合では、平成18年度のバリアフリー新法への対応や技術的改善により、児童の階段の昇降のしやすさや、避難経路の確保等について、相当な改善がみられるとも考えられ、満3歳児以上に供する保育室等の設置階を制限する必要性は乏しくなっているのではないかと。</p>	<p>幼保連携型認定こども園は幼児教育を行う学校であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)には、園児の興味や関心が戸外にも向くようにし、園児の動線に配慮した園庭や遊具を配置するよう明記されており、園児の遊びのイメージに屋内と屋外の連続的な広がりを持たせて学びにつなげるということを一つの重要な教育目標としているところ。 そのため、保育室と園庭の行き来が自由かつ容易にできる、一体となった教育のための空間が必要不可欠であることから、隣接した位置に子どもの活動のために最低限必要な広さの園庭を配置するとともに、教育の対象である満3歳以上児の保育室は2階以下、もしくは上下一階に一定の要件を満たした園庭が設けられている階に設置することを求めているところである。 このように、幼児教育において、園舎、園庭、保育室の全体的な空間構成が重要な意味を持っていることを理解いただきたい。 一方で、ご意見を踏まえ、幼保連携型認定こども園の設置・移行が円滑にできるよう、上記の幼保連携型認定こども園における教育・保育の実施に支障が無い範囲において、基準の柔軟な取扱いが可能かどうかの検討を行ってまいりたい。</p>	<p>【厚生労働省】 (22)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平26内閣府・文部科学省・厚生労働省令1)については、以下のとおりとする。 ・保育室等の設置階(両省令第4項)については、満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を2階までに確保している場合において、当該園児が使用する遊戯室を3階以上の階に設置することが可能であることを、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び文部科学省) ・満3歳以上の園児の教育及び保育の用に供する保育室を3階以上の階に設置する場合に必要とされる屋上・園庭については、設置要件を見直し、地方公共団体に平成28年度中に通知する。 (関係府省：内閣府及び文部科学省) ・幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法(平24法65)附則2条4項に基づき、同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。 (関係府省：内閣府及び文部科学省)</p>	通知	#####	<p>【通知】 「幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて」の一部改正について(通知) (平成29年3月31日付付子本第224号、28文科初第1838号、雇児発0331第17号)</p>	
					子ども・子育てで余剰において検討を実施	令和元年12月10日 子ども・子育てで余剰において対応方針の取りまとめ	<p>子ども・子育てで余剰において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行い、令和元年12月10日に対応方針を取りまとめ、その中で幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方について、更なる基準緩和は行わないこととすべきとされたところであり、見直しは行わないこととした。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの要請	
	区分	分野									団体名	支障事例		要請	補足資料
													支障事例		
300	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度の活用を図るための社会保険制度における所得要件の見直し	【支障事例】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による当該事例においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係の認定基準の基礎を、所得割額から市町村民税所得割額に改めることを求める。加えて、情報提供ネットワークシステムを通じて、必要な特定個人情報の手がかりとなるよう、データ標準レイアウトの改善を求める。	【効果】 当該費用の負担に関して、認定を受ける者の添付書類の削減による利便性向上。情報提供ネットワークシステムの利用による必要な情報の効率的な確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第31条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、感染予防法による命令入院患者等の自己負担額、療養及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について(平成7年6月16日厚生省発健医第189号厚生省事務次官通知)	内閣府、総務省、厚生労働省	九州地方	大分県提案分	神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、京都市、兵庫県、鳥根県、高知県	○措置入院患者の家族等は高齢のため添付資料の提出が困難であったり、確定申告が未申告の場合も多く、認定事務が困難である事例もある。措置入院患者の家族等の負担軽減及び適切な費用徴収額認定にはマイナンバーを活用した市町村民税所得割額を認定基準とする制度改正は有効である。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収は、所得税額を基礎とすることされているが、情報提供ネットワークシステムで情報照会を行っても、所得税に関する情報は情報連携の対象となっていないため、必要な個人情報を入手できない。 ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収においては、所得税額を基礎とすることされている。当該事例においては、番号法によりマイナンバー及び情報提供ネットワークシステムの利用が認められており、地方税関係情報を入手することができるが、所得税に関する情報は特定個人情報とされていないため、情報照会を行っても、必要な特定個人情報を入手できず、添付書類の削減に繋がらない。	(内閣府作成部分) マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するための必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。 同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府省庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。 (厚労省作成部分) 厚労省としては当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについて、関係省庁との協議を行った上、必要な通知等の改正の検討を行う。また、社会保険分野の事務において地方税関係情報について情報連携するには、本人にとつてその行政機関に情報が伝わることを秘密として保護される位置づけがないと疑われるものもある必要があり、具体的には下記のいずれかに該当する必要があるとされているところ。 ・本人の申請に基づく事務であること ・利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに応じない場合の拒保措置)が規定されていることが必要とされているが、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務はいずれにも該当せず、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とされている。	当該事務について市町村民税所得割額を基準とすることについては、引き続き、関係省庁との協議を行っていただきたい。 なお、精神保健福祉法に基づく措置入院患者の費用徴収事務は、地方税関係情報について情報連携可能とすることは困難とあるが、「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」(平成26年8月)第2章第2節1(3)において、「番号法別表第二に規定している情報提供ネットワークシステムを利用することができる組み合わせについては、現在の地方税法上の守秘義務の運用を踏まえ、 a 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務が規定されており、本人にとってはその行政機関に情報が伝わることは秘密とある。 b 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合に限って列挙されている。」とある。 即ち、番号法別表第二の二十三の項に規定している費用徴収事務と地方税関係情報の組み合わせについても、上記のように整理されていると考えられることから、情報連携できるようしていただきたい。	—

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に關する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 取組内容 ※平成29対応方針(平成29年12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「平成29」として併記 ※平成30対応方針(平成30年12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「平成30」として併記 ※令和元対応方針(令和元年12月閣議決定)に記載があるものは当該資料を「令和」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求め、今後指定都市とその他の市町村で適用される市町村民税所得割の税率が異なることへの配慮が必要である。</p>	<p>○ 第1次ヒアリングにおいて、厚生労働省から、当該事務の基準を市町村民税にできないかという点については、関係省庁との協議の上で、必要な通知改正の検討を行っていくとの趣旨の発言があったところであり、厚生労働省において早急に検討いただきたい。</p> <p>○ 精神保健福祉法による措置入院患者の費用徴収事務については、マイナンバー法に根拠規定が置かれていることから、主務省令を早急に整備すべきではないか。</p> <p>なお、第1次ヒアリングにおいて、関係府県から、地方税関係情報について情報連携を利用するためには、本人の申請に基づく事務であること、または、利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務(本人への質問検査権とそれに対応しない場合の担保措置)が規定されていることはいずれかが必要との趣旨の発言があったところであるが、そもそもこの条件は本当に必要なのか、当該事務の特殊性も踏まえ改めて検討する必要があるのではないか。</p> <p>これらの点について、関係府県において早急に検討いただきたい。</p>	<p>&lt;感染症入院患者自己負担認定関係&gt; ○ 地方税関係情報(市町村民税所得割額)を情報連携対象とすることが可能となるよう、関係省庁において通知改正等を含め必要な対応を行うこととする。</p> <p>○ なお、照会を希望する地方公共団体におけるシステム改修、国におけるシステム改修、全提供地方公共団体における総合運用システム等が必要となる。</p> <p>&lt;精神保健福祉法による措置入院患者費用徴収事務関係&gt; ○ 地方税法第22条は、地方税に関する調査等に従事する者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合には、通常の地方公務員法の守秘義務よりも重い罰則を科している。このため、地方税関係情報の第三者への提供は、厳格に禁じられており 1) 利用事務の根拠法律において、本人が行政機関に対して報告を行う義務やその担保措置が規定されている場合、又は 2) 利用事務が申請に基づく事務であり本人の同意により秘密性が解除される場合のみとされている。 ○ 現行では、当該事務は1)又は2)に該当しないとされているが、業務上のニーズや事務の特殊性も踏まえ、引き続き関係省庁で対応方針の検討を行う必要がある。</p>	<p>&lt;平成29&gt; 6【厚生労働省】 (24)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) (iii)感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10法14)による費用の負担又は徴収費の支給に関する事務(別表2の97)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供に際して、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることとし、その旨を地方公共団体に平成28年度中に周知する。 (関係府省:内閣府及び総務省) (iv)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)による入院措置又は費用の徴収に関する事務(別表2の23)については、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供に際して、措置入院という制度の性質等を踏まえ、地方税法(昭25法226)上の守秘義務を解除した上での情報連携の方策について関係府省が連携して検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣府及び総務省)</p> <p>&lt;平成29&gt; 6【厚生労働省】 (14)精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭25法123)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法27) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき(入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務(同法31条)については、地方税法(昭25法226)22条の規定に基づき守秘義務を解除し、地方税関係情報の提供することが可能となるよう、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に質問検査権等の規定を整備した上で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき(情報連携)によって地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令(平成26年内閣府・総務省令7)を改正すること等必要な措置を講ずる。また、その旨を地方公共団体に周知する。 (関係府省:内閣府及び総務省)</p>	<p>(iii)通知 (iv)法律、省令、通知</p> <p>(iii)平成29年3月2日 (iv)法律、省令、通知 平成30年6月27日公布 令和元年6月1日施行 【省令】平成31年2月5日公布 令和元年6月1日施行 【通知】情報連携の本格運用に係る周知については令和2年10月6日発出</p>	<p>(iii)「平成28年の地方からの提案等に關する対応方針」に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律等の規定に基づく事務の対応に關して(平成29年3月2日行政手続法)を各地方公共団体に對して発出し、当該事務を処理するために必要な地方税関係情報の提供に關して、情報連携が可能となるよう、必要な措置を講ずることについて周知した。</p> <p>(iv)地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に關する法律(平成30年法律第66号)により、精神保健及び精神障害者福祉に關する法律(昭和25年法律第123号)を一部改正し、措置入院を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に關する事務に關して、本人又はその扶養義務者の収入状況に關する報告要求等の規定を整備し、情報連携に關して地方税関係情報の提供を受け、当該事務を処理することが可能となるよう、行政手続に關する特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報定めの命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)を一部改正し、「精神保健及び精神障害者福祉に關する法律」による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院患者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に關する法律による入院患者の自己負担額の認定基準に關して」(令和元年5月23日厚生労働省発令0523第1号厚生労働省令(省令))等を各地方公共団体に對して発出し、当該事務を処理するための基準、運用について周知。 令和元年6月17日から情報連携の試行運用を開始。その旨を、同6月10日に内閣府及び総務省から各都道府県宛に通知。精神保健及び精神障害者福祉に關する法律に基づく入院措置(同法29条及び29条の2)を行った場合の負担能力の認定又は費用の徴収に關する事務(同法31条)に關する地方税関係情報の情報連携の本格運用を令和2年10月8日に開始。その旨を、同年10月6日に地方公共団体に周知。</p>		

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	関係法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加員管理団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの要請	
	区分	分野									団体名	要請内容		要請	
															団体名
76	地方に対する規制緩和	医療・福祉	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新手続きの期間延長	自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長されたい。	本市においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が所持者の約7割を占めており、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。 また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合は約6割という状況に比して、更新期間が短い自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が約7割いるという状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。 また、本市において、更新は年間約170件程度あり、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩雑となっている。	更新における所持者の負担が減ることが期待される。また、更新期限を延長することで、事務の標準化が図られる。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 施行令第43条	厚生労働省	南会津町	旭川市、川越市、所沢市、八王子市、茅ヶ崎市、厚木市、新潟市、柏市、軽井沢市、伊豆の国市、笠原市、田中市、門真市、兵庫県、広島市、那覇市	<p>○自立支援医療の診断書の添付が2年に1度であったことにより、本人負担の軽減となった。精神障害者保健福祉手帳の取得者は10年344倍の80人から272人に、自立支援医療の利用者は1.5倍の394人から598人に増加している。上限負担額の負担は必要であると思うので、税務情報の見直しが行うようにし、利用者負担と事務負担の軽減をお願いしたい。意図に手続に差を生じさせないよう、精神保健福祉手帳の更新期間が2年間であり、同時に申請できる人は申請行為が2年に1度で済むことで、統一されたい。</p> <p>○本市においては、自立支援医療受給者証を5年以上所持している人が多く、症状が改善される例は少ないにも関わらず、障害者総合支援法施行令により1年以内の更新手続きが必要となり、受給者にとって負担となっている。</p> <p>また、原則2年毎に更新となっている精神保健福祉手帳を5年以上所持している人の割合も約6割であり、更新期間が短い自立支援医療受給者証も5年以上所持している人が多い状況を鑑みると、自立支援医療受給者証を2年毎に更新しても大きな支障はないと考えている。</p> <p>また、本市において、更新は年間約1,200件を超えており、受給者によって、更新のタイミングも区々となっていることから、事務も煩雑となっている。</p> <p>○継続して自立支援医療受給者証を更新する人が多く、毎年増加傾向になっているのが現状である。また、自立支援医療(精神通院)における診断書の提出が2年であることや病状の特性上長期的治療が必要であること等をふまえると、2年毎の申請でも問題は無いと思われる。また、申請者の負担の軽減や事務効率化が図れると考えられる。</p> <p>○本市においては、昨年の自立支援支給認定者のうち更新者は8割を占めており、毎年更新手続きに対する受給者の負担は大きい。</p> <p>また受給者数は1,934名(147名)で、毎年5%ほど増加しているため、事務も煩雑となっている。</p> <p>○本市では、自立支援医療(精神通院医療)の申請が年間2,500件あり、事務が繁忙となっているため、受給者証の有効期限を2年とすることで、受給者及び本市の手続き上の負担を軽減したい。</p> <p>○更新手続きにおいて、更新期間満了に手続きされる方が多く、新受給者証を受領するまで、おおむね1か月半程度要している。医療機関等によっては、新受給者証の提示がない場合は、制度の不適用等の対応をするところもあり、受給者の医療費負担等が発生しているケースがある。また、多の方が更新していることから、適用期間を2年とすることにより、受給者の更新手続き負担も軽減され、本市においては約4,000件の手続きが半分に減ることが想定されることから、事務軽減にもつながる。</p> <p>また、精神保健福祉手帳の2年間と合わせることで、診断書が活用できることから、この点においても、手続きの合理化や手続きの忘れ、受給者負担の軽減につながる。</p> <p>○自立支援医療(精神通院)の受給者は、1年以内で受給が終了するケースはほとんどなく、複数年の通院が通例となっている。また、精神障害者保健福祉手帳同様、診断書の提出が2年ごとになっている現状を踏まえると、2年ごとの更新に変更しても支障はないと思われる。</p> <p>受給者にとっても毎年の更新は負担となっており、その内容を確認するため医療機関等から更新の有無等の問い合わせも頻りにあり医療機関の負担にもなっている。</p> <p>本市では、自立支援医療(精神通院)の受給者は約8,000人、変更の手続きも含めると約10,000件以上の申請件数があるが、更新の手続きも複雑で、自治体の事務処理も都への進達事務が必要となるため、自治体の事務効率化にもつながる。</p> <p>○受給者による症状の認定は2年毎、所得区分の更新は1年毎となっているが、これを2年毎とする場合、世帯所得により負担上限額等を決定する仕組みの見直しとともに検討が必要であると思われる。</p> <p>本市における当制度の年間申請件数(新規や変更を含む。)は1,000件を超えていることから、提案が実現された場合、事務の大きな負担軽減になる。</p> <p>○自立支援医療(精神通院医療)は1年ごとに更新が必要であるが、更新時に直近の申請時点から病状の変化及び治療方針の変更がない場合は診断書の添付を省略することができることとされており、本市においては殆どの受給者が診断書の提出は2年に1度となっているのが現状である。本市における受給者数は毎年増加傾向にあり、年間交付件数は5万件超と事務が繁忙を極めており、有効期間を1年以内から2年以内に延長されたい。</p> <p>○診断書の提出が2年に1度になったことで、受給者にとって制度が煩雑になり分りづらくなった。診断書の提出にあわせて受給者証の有効期限を2年にすることで、受給者の負担軽減と事務の煩雑さの解消になる。</p> <p>○自立支援医療(精神通院医療)については、診断書の提出が2年に1度となったが、制度が複雑化し、受給者にとってはわかりづらい制度となっていることから、受給者の負担軽減を図るため、診断書の提出にあわせ、自立支援医療受給者証の有効期限を2年とすることを要望する。</p> <p>○毎年更新しているのは所得を見るためなので住民税の所得割額がマイナンバーで確認できれば所得割額の確認は職権で済ませ、受給者の申請は2年に1回の診断書提出のみの申請にしてほしい。</p> <p>○現在、本市における自立支援医療受給者証の所持者は4,000人程度であるが、一年ごとの更新再認定を要する施行令の規定により、受診者の手続き上の負担、及び受付窓口での事務負担ともに過重なものとなっている。また、毎年200件程度の新規申請を受理している状況であり、更なる事務量の増加も想定されていることから、2年ごとの更新とされることが望ましい。</p> <p>○自立支援医療受給者証所持者19名のうち、更新手続き(10件/17年度) 5年以上所持している方101名である。2年毎の更新としたほうが受給者にとっての負担と職員にとっての事務負担の軽減になる。</p> <p>○受給者証の更新申請は毎年度だが、その都度病状把握をする必要がなく、治療方針に変更がない限り診断書の提出は1年おきとされていることから、診断書の提出にあわせて更新手続きでも支障はないものと思われる。なお、本市における平成27年度の自立支援医療(精神通院)に係る処理件数は、新規申請926件、再認定6,059件、変更2,027件等となっており、手続が緩和されることにより、受給者の負担軽減はもとより、行政コストや医療機関の負担軽減にもつながるものである。</p>	自立支援医療制度は、自立支援医療費を支給する障害者等の市町村民税の課税状況等に応じて自己負担上限月額を設定した上で、公費による医療費の負担軽減措置を講じていることである。市町村民税の課税状況等は毎年変動する可能性があることから、毎年、自立支援医療費を支給する年度の市町村民税の課税状況等(世帯の状況及び前年の所得)を確認し、自己負担上限月額を設定する必要があるとともに、対象となる障害の状態や医療の具体的な内容等を踏まえ、自立支援医療費支給の必要性を判定しなければならぬことから、支給認定の有効期間を1年以内としており、有効期間を短縮することは困難である。 <p>なお、自立支援医療(精神通院医療)については、支給認定の有効期間満了後に引き続き当該精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けるための支給認定の申請を行う場合は、当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がないとまであって、直近の支給認定に係る申請において診断書を添付している場合は、診断書の添付を省略できることとしており、更新を行う受給者の負担軽減を行っている。</p>	回答の「当該申請に係る障害者等に病状の変化及び治療方針の変更がないとき」として条件を付し、診断書の添付を省略し負担軽減を図る主旨は理解した。 <p>しかし、具体的な支援事例の所持者の割合等に対する考え方、症状が改善される例の少なさ、長期的な治療の必要性、更新の多さ、精神保健福祉手帳が2年更新であることから、自立支援医療(精神通院医療)受給者証の更新の期間を1年毎から2年毎に延長することについて、再度検討していただきたい。</p> <p>診断書の提出が2年に1度になり制度が複雑となったなどの意見が出ている状況や県レベルでは年間交付件数が5万件を超える状況を踏まえ、是非検討していただきたい。</p>	補足資料	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に對する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29対応方針(平成29年度閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成30年度閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<平成30>として併記 ※令和元対応方針(令和元年度閣議決定)に記載があるものは当該趣旨を<令和元>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
<p>【厚木市】 現行でも手続き月(1月～6月)により直近が前年度の課税状況により自己負担額を設定することになっており、必ずしも受給者の自己負担額が現状の収入額に合わせた課税状況により決定しているものとは言えない。課税状況に変更が生じた場合は、その都度申請により対応することも可能で、自己負担額の決定方法を検討することが重要と考えます。 また、精神障害者保健福祉手帳の有効期間が2年間であることから、自立支援医療の更新期間を2年間としても対象となる障がいの状態や医療の具体的な内容を踏まえていないとは考えられない。</p> <p>【豊田市】 所得年度の切り替えの際にマイナンバーを用いて所得の審査をし、所得区分を切り替えることは検討はされないのか。 また、更新をする人は別窓組えているため、更新を2年毎にすることは市民負担の軽減になると考える。</p>		<p>【全国市長会】 毎年課税状況が変わる受給者もあり、自己負担上限額の設定を簡素化する等の対策をしなければ、更新手続きを2年毎にした時に、自己負担上限額によっては、受給者に不利益が生じる可能性がある点に留意が必要。</p>		<p>○提案団体以外の都道府県や関係団体等の意見を聞きながら、支給認定の有効期間を2年とすることが妥当かどうかについて検討を行う。 なお、自立支援医療(精神通院医療)の支給認定の申請に係る事実についての審査に関する事務について、マイナンバーを用いることについては、平成27年12月28日付け事務連絡(障害保健福祉分野における番号制度の取扱いに係る留意事項等について)において示しているとおり、市町村が実態として審査の事務を行っている場合には、市町村を個人番号利用事務実施者と解することができ、市町村が審査の事務を行うことについて、地方自治法に基づく事務処理特例条例を制定した場合には、市長村がマイナンバーを用いた情報連携を行うことが可能となる。 ただし、この場合、都道府県は、市町村が特定個人情報等の安全管理措置を講じるよう適切かつ必要な監督を行わなければならない。</p>	<p>&lt;H28&gt; 6【厚生労働省】 (20)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅱ)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;H29&gt; 6【厚生労働省】 (28)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅳ)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえて、現行の1年を延長する方策について検討し、平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p>&lt;令和元&gt; 6【厚生労働省】 (31)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) (ⅳ)自立支援医療に係る支給認定の有効期間(55条)については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえて、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	通知	令和3年9月	適切な自己負担上限額の決定のため、課税状況等を反映した所得認定は毎年実施することが必要であることから、マイナンバー制度における情報連携を用いて職権により受給者の課税状況等を確認する方法について地方公共団体に対し実態調査を行ったところ、受給者の申告がないと把握できない情報(所得認定の対象となる「世帯員」の職階など)がある等の課題が明らかとなり、情報連携を用いた職権による課税状況等の確認が困難であるとの結論に至った。 マイナンバー制度における情報連携可能な事務手続及び省時可能な書類等の負担軽減方法を整理するとともに、本負担軽減方法を盛り込んだ自立支援医療に係る支給認定の取扱いマニュアルを作成し、令和3年9月に地方自治体に周知。 -行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法)に基づく情報連携の対象となっていない給付を受ける自立支援医療受給者に係る自立支援医療費の支給認定事務の取扱いについて(通知) (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知) 令和3年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日以降に情報連携が可能な自立支援医療に係る事務手続及び省時可能な書類の一覧等について (令和3年9月30日付け厚生労働省社会・援護局精神・障害保健課事務連絡)	



管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	趣意等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加員関連団体及び当該団体等から承られた支障事例(主なもの)＞		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	見解		補足資料	
98	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員認定資格研修の受講免除	都道府県が行う「放課後児童支援員認定資格研修」については、保育士等の国家資格を有する者については、研修を受講しなくても支障発生しなく、対応する放課後児童クラブにおいても、職員不足等の負担が生じるほか、経過措置終了後、児童数増加に伴う創設、分割または新たな支援単位の追加等の必要性が生じた場合において、放課後児童支援員の確保が困難となることが想定される。	本県の放課後児童支援員の有資格者率は、56.7%であり、また、平成27年度受講者の約6割が有資格者だった。制度改正により受講対象者は半数以下になると見込まれ、さらに一部免除者がいないことで、事務の効率化と大幅な研修経費の削減が図られる。また、有資格者及び所属クラブの負担が軽減される。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項	厚生労働省	栃木県	—	西郷村、新郷区、長野市、門真市、防府市、宇和島市、八女市	○研修受講の義務化により、職員不足等の負担が生じクラブ運営に支障をきたすことが予想される。現在でも、職員確保が難しいため、経過措置終了後の職員確保がさらに困難となること懸念される。 ○有資格者については、一部免除科目があるため、受講者に対する資格確認業務や、受講実績等の個別管理が必要であり、事務が煩雑である。今後は一部研修者の受講実績管理を発生するところから、研修事務が一層煩雑化すると見込まれる。 ○本市は、支援員を480人確保しているが、年間の受講可能者は30人程度に留まる。一方、本市の放課後児童支援員の有資格者の内、保育士の有資格者は27%を超えているため、重ねて全ての科目を受講することは効率が悪い。 ○本市においても、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が制定される以前より、放課後児童クラブ指導員の半数以上を保育士等の資格を有する職員としており、一定のスキルを持った指導員が多いことから、提案事項は共同提案団体として参画するもの。 ○保育士等の資格が有るにも係らず無資格者と同等に認定研修の受講を義務付けることで、現支援員が経過措置期間後の退職を示唆する状況であり、今後、支援員の確保に支障をきたす恐れがある。 ○保育士等の有資格者が改めて研修を受けることで本人や学童保育所の負担が増えている。	保育士の資格を有している者には4科目6時間分の一部科目免除を行っているところ。その一方で、研修科目の中には、放課後児童クラブに関する理解等、放課後児童支援員として必要な専門性に係る知識及び技能の習得に関するものであるため、研修そのものを免除することは困難であると考えている。	—	—
111	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員研修の受講要件の緩和	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項の放課後児童支援員認定資格研修の受講要件に、放課後児童支援員の補助員経験者のうち子育て支援員研修(放課後児童コース)を修了した者(以下「省令」という。)に関する要件を明記の上、受講に必要とされる従事年数を他の児童福祉事業の従事者よりも短期化する。または、子育て支援員については、放課後児童支援員認定資格研修の受講科目と重複する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員研修の受講科目と重複する必要があるところ、一定の研修を修了した子育て支援員研修の受講の促進にもつながることから、省令等で定める受講要件の緩和を求めるものである。	子育て支援員研修を受講する意欲の醸成が図られるとともに、子育て支援員を段階的に短期間で放課後児童支援員に育成することができ、補助員(特に子育て支援員)が放課後児童クラブの拡大に伴う放課後児童クラブの増設をさらに進めることができる。	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条第3項	厚生労働省	松山市	別添資料あり ①参考資料 ②関係法令	厚木市、長野市、寝屋川市、倉敷市、宇和島市	—	胡に放課後児童クラブで補助員として働いている子育て支援員の、研修受講に必要な従事年数の取扱いについては、実施状況なども踏まえつつ、検討が必要であると考えている。なお、受講の一部免除については、放課後児童支援員認定資格研修とは同等に扱うことが難しく、科目が同じでもあっても統一的な資力の確保という観点から認めることはできない。	(1) 子育て支援員に対する認定資格研修の必要経過年数の短期化 本市児童クラブの従事職員は、パートタイム勤務のため受講要件を満たすまで3～4年かかることから、経過措置終了後の各児童クラブの放課後児童支援員は2～3名しか見込めず、健全な労働環境の確保がきかないおそれがある。 また、子育て支援員研修を受けた補助員には、児童に対する対応レベルの向上などの効果が確認されており、認定資格研修を受講する際の必要経過年数の短期化は十分可能と考えられることから、例えば「1年かつ1000時間以上」に短期化するなどの検討を進めていただきたい。 (2) 子育て支援員に対する認定資格研修の一部科目免除 放課後児童支援員と補助員は、その職責異なることから、児童を預かって支援するという点では同様のスキルが求められるのであるから、両研修間で類似する科目について、同等の内容で実施することで受講免除は十分可能であると考える。 また、現行の子育て支援員研修は、補助員になるための資格要件となっていないなど、受講するメリットが乏しく、本市の子育て支援員の有資格者が全体の1%にすぎない点からしても、制度そのものが形骸化しているといわざるを得ない。 現在は、現行研修なども活用しながら、無資格者の補助員から子育て支援員、子育て支援員から放課後児童支援員へと段階的にステップアップできる仕組みを構築することが、子育て支援員研修の受講の促進や放課後児童支援員の確保につながり、児童の健全育成に資するものと考えられる。児童クラブの現場で働く職員の負担も考慮の上、意欲的な補助員が、できるだけ早期に放課後児童支援員となれるよう、研修内容を工夫していただきたい。	有
213	B	地方に対する規制緩和	医療・福祉	放課後児童支援員資格要件等の緩和等	1放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(以下「省令」という。)第10条第3項に定める「都道府県知事が行う研修」を指定都市が実施できるよう権限移譲を求める。 2省令第10条第5項の併設施設への業務に就くことについては、併設施設における児童の生活の場が確保される。さらに、併設施設への業務要件を緩和することにより、より少ない補助員で放課後児童クラブを運営することができる。	指定都市が自ら研修を行うようになることで職員が受講しやすくなり、また、研修修了予定の職員も一時的に支援員として業務に就くことが可能となり、安定して放課後児童クラブを運営できるため、放課後における児童の生活の場が確保される。さらに、併設施設への業務要件を緩和することにより、より少ない補助員で放課後児童クラブを運営することができる。	平成26年度厚生労働省令第63号(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)第10条及び附則第2条	厚生労働省	広島市	—	新郷区、青柳市、神奈川県、相模原市、長野市、豊田市、防府市	○(1)について、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体に政令市がなることで、認定事務の効率化が期待でき、また、地域の実情に応じた柔軟な日程設定等が可能となり、平成31年度末までの研修受講者数の増加が期待できる。 ○(2)について、増加する保育需要(放課後児童クラブの需要)に対応するため年々施設の増設を要しており、研修を修了するまで支援員として従事できないとなれば、運営に大きな支障をきたす可能性がある。 ○(3)について現状でも放課後児童支援員の確保には苦慮している状況である。平成32年度以降は有資格者であることに加え、研修修了が必須となるが、更なる人材不足が見込まれる。また、放課後児童支援員の確保が難しい場合、民間事業者の新規参入、あるいは今後児童対策等に要する公立児童クラブの定員拡大につながるおそれがあるため対応不可。 ○(4)について、放課後児童支援員の配置人数を時間単位で減らすことで経費を削減できるとともに、支援員にとっても勤務時間が短縮化し、心身の負担軽減が図れる。さらに、利用児童にとっても、支援員位の児童が少ないことで、一日の後半は遊び相手が少ない、きまじい思いをししているが、支援を合同化することで、この状況も改善することができる。	1 受託の場合、児童館担当の指導員は対象外とする県の方針から、本市が計している人数を受託させることができないなどの問題が生じる。このため、本市の研修計画に基づき研修を実施できるような委託ではなく実施主体に政令指定都市を含めることとしたい。 2 平成32年度以降の新規採用職員について、研修を修了していない者から、職員のシフトによっては放課後児童クラブを開設できない場合が発生する。このことは、保護者の就労に著しい支障を及ぼすことになるため、提案内容と併せて検討していただきたい。 3 今後、利用児童の数が減った時間帯において、二つの放課後児童クラブを併せて一つの放課後児童クラブとして運営することが可能であるとの見解に、適切に運営することとしたい。	有	

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成29年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 趣旨内容 ※平成29年方針(平成29年12月閣議決定)に記述があるものは当該部会<平成29>として記載 ※平成30年方針(平成30年12月閣議決定)に記述があるものは当該部会<平成30>として記載 ※平成31年方針(平成31年12月閣議決定)に記述があるものは当該部会<平成31>として記載	指置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	対応方針の措置(検討)状況	
見解	補足資料							これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。	○ 経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。	保育士等の国家資格を有するものであっても、放課後児童クラブの質の確保という観点から、放課後児童クラブに関する最新の知見等を、認定資格研修において習得して頂くことが必要。 なお、経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。	<平成29> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 <平成29> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)	法律改正	令和2年4月1日施行	平成29年度はひろく自治体や様々なクラブの状況の把握に努めつつ、平成30年度中に結論を得られるよう検討を行い、「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出。令和元年5月31日成立、同年6月7日公布(令和元年法律第26号)。	全国の市町村における条例改正の状況の把握に努めつつ、平成30年度中に結論を得られるよう検討を行い、「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出。令和元年5月31日成立、同年6月7日公布(令和元年法律第26号)。
		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○下記の個別のパターンについて、事務局と調整の上、免除を検討すべきではないか。 ・子育て支援員研修(放課後児童コース)において、既に類似の内容を受講している科目 ○経過措置の延長については、子ども・子育て支援事業計画の第1期の進捗状況の把握し、検討を行うことだが、研修科目の一部免除については、運用上の問題であり、放課後児童支援員の確保は喫緊の課題であることから、それとは別に中間的な見直しをすべきではないか。	経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。	<H28> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・子育て支援員研修終了者が認定資格研修の受講に必要とされる実務経験の短期化については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 <H29> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者が放課後児童支援員認定資格研修(同省令10条3項。以下この事項において「認定資格研修」という。)の受講に必要とされる実務経験については、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 ・認定資格研修の受講科目については、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を踏まえ、子育て支援員研修(放課後児童コース)修了者及び児童厚生員研修修了者について重複する科目を一部免除することについて検討し、平成30年度中に結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 <平成30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)	法律改正	令和2年4月1日施行	平成29年度はひろく自治体や様々なクラブの状況の把握に努めつつ、平成30年度中に結論を得られるよう検討を行い、「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出。令和元年5月31日成立、同年6月7日公布(令和元年法律第26号)。	全国の市町村における条例改正の状況の把握に努めつつ、平成30年度中に結論を得られるよう検討を行い、「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出。令和元年5月31日成立、同年6月7日公布(令和元年法律第26号)。
【神奈川県】 「子育て支援員研修」では、市町村も実施主体として研修を実施できるので、放課後児童支援員認定資格研修でも、市町村が実施主体として研修を実施できるよう権限移譲すべきである。		【全国市長会】 1については、「指定都市においても、県と協議の上、研修の実施について委託を受ける形で、研修を実施することは現状でも可能」となっているが、事関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 2については、提案の実現に向けて積極的な検討を求める。 3については、提案の実現に向けて、十分に検討すること。 なお、検討に当たっては、保育の質が確保されることを前提とすること。	1(1)について ○認定資格研修の実施主体に政令指定都市を含めることについて、委託方式に限定する理由はあるのか、むしろ、實質向上研修の実施主体が政令指定都市である現状からみて、同一の実施主体による、資格認定と資質向上の切れ目のない研修の実施により、支援員の質の向上に効果的ではないか。 2 経過措置として、平成31年度までは、放課後支援員について、研修を終了することを予定している者も、配置すべき放課後支援員としてみなしてよいこととしている。今後、経過措置終了時を見据えつつ、研修の受講状況等を含め、有識者の意見も聴きながら、放課後児童クラブの質の確保に向け、研修内容も含めて必要な見直しについての検討を加えていく予定である。	<H28> 【厚生労働省】 (4)児童福祉法(昭22法164) (v)放課後児童支援員認定資格研修の実施(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平26厚生労働省令63)10条3項。以下「認定資格研修」という。)の実施等については、以下のとおりとする。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、同省令に係る平成31年度までの経過措置期間(同省令附則2条)を踏まえ、認定資格研修及び子育て支援員研修の実施状況に係る調査を行った上で、平成30年度までに結論を得る方向で検討する。その結果に基づいて平成31年度までに必要な措置を講ずる。 <H29> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (v)上記のほか、当該事業の実施については、以下のとおりとする。 ・認定資格研修の経過措置については、当該研修の受講状況を踏まえ、経過措置期間終了後も継続した放課後児童クラブの実施体制が維持されることを念頭に、今後経過措置期間をどのように扱うかを含め検討を行い、平成30年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 <平成30> 6【厚生労働省】 (3)児童福祉法(昭22法164) (i)放課後児童健全育成事業(6条の3第2項及び子ども・子育て支援法(平24法65)59条5号)に従事する者及びその員数(34条の8の2第2項)に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする。 なお、施行後3年を目途として、その施行の状況を勘案し、放課後児童健全育成事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:文部科学省)	・省令改正 ・法律改正	平成31年4月1日施行 令和2年4月1日施行	放課後児童支援員認定資格研修の実施の事務・権限については、平成29年度中に結論を得られるよう、同年5月に都道府県、指定都市に対して放課後児童支援員認定資格研修実施状況調査を行った。平成31年厚生労働省令第50号で措置済み。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、平成29年度はひろく自治体や様々なクラブの状況の把握に努めつつ、平成30年度中に結論を得られるよう検討を行い、「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出。令和元年5月31日成立、同年6月7日公布(令和元年法律第26号)。	全国の市町村における条例改正の事務・権限については、平成29年度中に結論を得られるよう、同年5月に都道府県、指定都市に対して放課後児童支援員認定資格研修実施状況調査を行った。平成31年厚生労働省令第50号で措置済み。 ・受講科目及び経過措置の在り方については、平成29年度はひろく自治体や様々なクラブの状況の把握に努めつつ、平成30年度中に結論を得られるよう検討を行い、「第9次地方分権一括法案」を平成31年3月8日に閣議決定し、198回通常国会に提出。令和元年5月31日成立、同年6月7日公布(令和元年法律第26号)。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支援事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	趣意等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から寄せられた支援事例(主なもの)>		各府県からの第1次回答	各府県からの第2次回答を踏まえた提案団体からの見解		
	区分	分類									団体名	支援事例		見解	補足資料	
												団体名				支援事例
135	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているか否かを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。 【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	—	北海道、長崎県 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時にも、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通しての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり等に時間がかかる。) ○手続きが廃止されれば、手続きの迅速化や事務的負担の軽減が見込まれる。国による支援が担保される前提であれば、反対するものではなく制度改正の必要性はあるものとする。 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	各府県からの第1次回答	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期間の設定を願いたい。	—		
303	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は離島振興基本方針に適合しているか否かを求めることができる。また、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するかどうかの審査が行われている。 【具体的な支援事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	北海道 ○離島振興計画の策定において、実務上行われている事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に3か月を要している。また、都道府県は出先機関である総合振興局・振興局を通しての作業となるため、計画策定のための市町村の作業時間や、書類のやりとり等に時間がかかる。) ○離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(H25計画策定時には、国協議に5か月を要している。)	各府県からの第1次回答	平成24年から25年の離島振興計画の作成スケジュールでは、国の離島振興基本方針の策定と並行して計画作成を行っているが、国からの情報提供により離島振興計画に盛り込む事項等は確認しており、計画は離島振興基本方針に適合する内容で策定している。 また、国への事前提出で頂いた修正意見は語句等の修正や削除にとどまっており、計画案の基本的内容を修正する必要があるものではなかったと思われる。 地方の自主性の確保や、行政改革による事務改善の観点からも、離島振興計画案の事前提出の廃止を求める。 なお、任意で行われる事前提出であっても、修正にはその都度関係庁内各課及び関係市町への意見照会が必要であり、前計画策定時には国からの事前提出案の回答からは修正期間が短かったことから、余裕を持った期間の設定を願いたい。	—		

各府県からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府県からの第2次回答	平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成28年12月20日閣議決定) 記載内容 ※平成29対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成29>として併記 ※平成30対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成30>として併記 ※平成31対応方針(平成12月閣議決定)に記載があるものは当該方針を<平成31>として併記		対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料				措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定		
【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。  ○なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。	6【厚生労働省】 (10)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	通知等	改正離島振興法成立後の離島振興計画策定時	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。		
【北海道】 事前提出に係る事前審査の趣旨については理解するが、H25離島振興計画策定時は事前提出から審査終了まで約3ヶ月を要していること、また、その際の国からの指摘は、軽微な変更によるものであったことから、事務簡素化に向けて引き続き検討を願いたい。				○一次回答のとおり、事前提出は、事務負担の簡素化の観点から都道府県に対して任意で依頼しているものであり、ご指摘の地域の自主性を妨げるものとは考えていない。  ○なお、事前提出に応じて頂いた場合、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整を依頼するとともに、よく生じやすい間違い点等を情報提供するなど調整に要する時間の短縮に努めてまいります。	6【厚生労働省】 (10)離島振興法(昭28法72) 離島振興計画(4条)の策定に係る事務については、任意の事前審査における都道府県の事務負担の軽減を図るため、都道府県の個々の事情に鑑みて時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事前審査における留意事項等について都道府県への情報提供を行うなど、事務の簡素化に資する措置を次回の離島振興計画策定時に講ずる。 (関係府省：総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省)	通知等	改正離島振興法成立後の離島振興計画策定時	改正離島振興法の成立に伴う新たな離島振興計画策定について、時間に余裕を持って調整が可能となるようにするとともに、事務の簡素化に資するため、以下の措置を講じた。 ・離島活性化交付金事業に係る事業の経過措置について改正離島振興法に規定された。 ・令和4年11月25日に開催した離島関係都道府県連絡会において、離島振興計画策定に関する説明を行った。 ・離島振興計画に記載する産業振興促進事項について、Q&A形式で周知した。		